

第3次
岐阜県廃棄物処理計画

案

令和3年1月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	2
3 第2次岐阜県廃棄物処理計画の評価	3
第2章 廃棄物処理に関わる情勢	5
1 SDGs(持続可能な開発目標)の取組の本格化	5
2 SDGs未来都市～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～	6
3 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定	6
4 プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプラン の策定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択	7
5 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行	8
6 循環経済ビジョン(2020)の策定	8
第3章 廃棄物の現状	9
1 廃棄物の排出量及び処理量の現状	9
2 廃棄物の不適正処理の現状	31
3 今後の課題	34
第4章 目標・指標と基本的な考え方	37
1 基本的な目標	37
2 プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標	39
3 県の施策効果を確認するための指標	40
4 基本的な考え方	41
5 一般廃棄物に関する施策の方針	43
6 産業廃棄物に関する施策の方針	44

第5章 計画の推進に向けた具体的施策 _____ 46

- 1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進…………… 47
- 2 美しい生活環境の保全…………… 58
- 3 災害・感染症・気候変動への備え…………… 61
- 4 各主体との連携強化…………… 66

第6章 計画の推進と進行管理 _____ 67

- 1 各主体の役割…………… 67
- 2 計画の進行管理…………… 81

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、平成14(2002)年10月に第1次となる「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化の目標を掲げるとともに、目標の達成及び適正処理を推進するための施策を定め、本計画に基づき廃棄物の減量化の推進を図ってきました。

平成19(2007)年度には、計画策定後5年が経過したことや、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)が改正されたこと、さらに、県の政策総点検の結果、廃棄物対策を見直したことを踏まえて、計画の見直しを行いました。

また、平成24(2012)年3月には、廃棄物の排出量がほぼ横ばいで推移していることや、不法投棄をはじめとする不適正処理が後を絶たない状態が続いていること、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応などの課題の解決を図り、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来世代に引き継いでいくため、「第2次岐阜県廃棄物処理計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで、循環型社会の形成を目指して取り組んできました。

さらに、平成29(2017)年3月には、第2次計画の計画期間前半における廃棄物の減量化の進捗状況や、計画に基づく取組について点検を行うとともに、国の基本方針が改定されたことを踏まえて、中間見直しを行いました。

これまでの取組により一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、事業系ごみの減少割合が小さいことや、産業廃棄物の排出量は増加傾向であり、再生利用率は減少傾向にあること、また、市町村により1人1日当たり排出量とその増減に相違があることなどの課題があります。

これらの課題と近年の廃棄物処理に係る新たな課題に対処するため、「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を策定します。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45(1970)年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5の規定により、国の基本方針に即して策定する計画です。

また、本計画は、岐阜県環境基本条例(平成7(1995)年岐阜県条例第9号)第10条に基づき策定され、本県の環境に関する計画の最上位に位置付けられる「岐阜県環境基本計画」の廃棄物分野に関する個別計画として位置付けられるものです。

(2) 計画期間と目標年

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、始期から5年後の令和7(2025)年度に見直しを行います。

なお、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等が行われた場合においても必要に応じて見直しを図るものとします。特に、令和元(2019)年12月に中国湖北省武漢市(岐阜県では令和2(2020)年2月)において確認され、令和2(2020)年3月に世界規模で感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会経済活動に大きな影響を与えており、廃棄物の発生等への影響もみられることから、この影響による課題を踏まえた対応を検討し見直しを行います。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、廃棄物処理法第2条で規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とします。

なお、食品ロスの削減対策及び海岸漂着物対策については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)及び「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海洋漂着物処理推進法」という。)に基づき、令和3(2021)年度以降に策定を予定しているそれぞれの都道府県計画に基づき推進します。

3 第2次岐阜県廃棄物処理計画の評価

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の目標年度(令和2(2020)年度)の目標値は、排出量618千トン、再生利用量167千トン(27%)、最終処分量42千トンとしています。

平成30(2018)年度一般廃棄物処理実態調査結果によると、一般廃棄物の排出量は652千トン、再生利用量は118千トン(18%)、最終処分量は50千トンです。

平成30(2018)年度の一般廃棄物の排出量は、平成26(2014)年度実績より4.3%減少していますが、平成26(2014)年度以降の平均減少量(約7千トン/年)から推計すると、目標年度(令和2(2020)年度)の排出量の見込みは638千トンと推計され、再生利用量は、平成26(2014)年度以降の減少幅は小さく、最終処分量は、平成26(2014)年度に増加し、その後減少に転じましたが減少幅は小さく、いずれも第2次計画の目標値には到達しない見込みです。表1

表1 一般廃棄物減量化の進捗状況

(単位:千トン)

区分	2009 (実績)		2014 (実績)		2018 (実績)		2020 (2次目標)	
	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)
排出量	736	100	681	100	652	100	618	100
再生利用量	168	23	136	20	118	18	167	27
中間処理による減量	509	69	485	71	484	74	409	66
最終処分量	59	8	60	9	50	8	42	7

(出典:平成21、26、30年度一般廃棄物処理実態調査)

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の目標年度(令和2(2020)年度)の目標値は、発生量3,900千トン、資源化量2,184千トン(56%)、最終処分量105千トンとしています。

令和元(2019)年度産業廃棄物処理動向調査の結果によると、平成30(2018)年度における産業廃棄物の発生量は3,981千トン、資源化量1,801千トン(45%)、最終処分量126千トンです。

平成30(2018)年度の産業廃棄物の発生量は、平成26(2014)年度実績

から微増し、再生利用量については平成26(2014)年度に一旦増加しましたが、平成30(2018)年度には減少に転じており、最終処分量については横ばいで推移していることから、この状況により推移すると、第2次計画の目標値には到達しない見込みです。表2

表2 産業廃棄物減量化の進捗状況

(単位:千トン)

区分	年度	2008 (実績)		2014 (実績)		2018 (実績)		2020 (2次目標)	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
発生量		3,878	100	3,934	100	3,981	100	3,900	100
資源化量		1,640	42	2,014	51	1,801	45	2,184	56
中間処理による減量		2,112	54	1,794	46	2,054	52	1,611	41
最終処分量		126	3	126	3	126	3	105	3

※農業系廃棄物を除く。

(出典:平成20、26、30年度産業廃棄物処理動向調査)

第2章 廃棄物処理に関わる情勢

第2次岐阜県廃棄物処理計画を改定した平成29(2017)年以降の廃棄物処理に関わる国際情勢及び国内の状況は次のとおりです。

1 SDGs(持続可能な開発目標)の取組の本格化

平成27(2015)年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」を誓い、持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。SDGsは、令和12(2030)年を期限とする17のゴールと169のターゲット、またそれらの達成度合いを評価する232の指標で構成されています。

これを受けて、国では、平成28(2016)年5月に内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、さらにこの本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

また、民間においてもSDGsの達成に向けた取組は進められており、企業ではこれまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方(CSR)から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造(CSV)という考え方や、金融の分野でも環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するESG投資など、環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しています。

SDGsでは、「目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ことや、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」こと、「目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」ことなど、廃棄物処理に関連する目標が掲げられています。



(出典:国際連合広報センターホームページ)

2 SDGs未来都市～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～

本県では地方創生の推進そのものがSDGsの達成に向けたプロセスであるとの考えのもと、その達成に向けた取組を展開しており、令和2(2020)年7月には、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

「岐阜県SDGs未来都市計画」では、令和12(2030)年のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に取り組むことにより、オール岐阜で持続可能な「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。

3 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

平成30(2018)年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、大量生産、大量消費型の経済社会活動が、大量廃棄型の社会を形成し、地球温暖化や気候変動の問題など様々な環境問題に密接に関係していることを踏まえ、3R等の取組を一層強化するとともに、環境・経済・社会の統合的向上を掲げた上で、我が国が目指すべき将来像として「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「災害廃棄物処理体制の構築」を掲げています。

4 プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択

我が国では、これまで多くのプラスチックごみを海外に輸出（平成30(2018)年は約101万トン）をしてきましたが、近年輸出先であるアジア各国で輸入規制が導入・強化され、国内での処理の必要性が高まっています。さらに有害廃棄物の定義や輸出入を規定する国際条約であるバーゼル条約においても、令和元(2019)年5月にはリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とする改正が採択され、令和3(2021)年以降は、汚れたプラスチックごみを輸出する際には相手国の同意が必要となりました。

令和元(2019)年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋ごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とした戦略を示しています。この政策の一つとして、令和2(2020)年7月からは、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として全国でプラスチック製買物袋の有料化が行われています。

令和元(2019)年5月、海洋プラスチックごみによる環境汚染に対する具体的な取組を示した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」がまとめられ、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、経済活動を制約することなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、率先して取組むこととされています。

令和元(2019)年6月には、G20大阪サミットにて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、共通の世界のビジョンとして、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む包括的なライフサイクルアプローチを通じて、令和32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すとされています。

5 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行

日本において、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している現状を受け、令和元(2019)年5月、食品ロスの削減の推進に関する法律が公布されました。

同法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としており、これにより、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減が推進されることとなりました。

6 循環経済ビジョン(2020)の策定

経済産業省は、国内外の循環資源の現状と課題についての調査・分析を行い、循環経済ビジョン研究会において議論を重ね、令和2(2020)年5月に「循環経済ビジョン2020」を取りまとめました。

世界的な人口増加と経済成長を背景とした循環経済への転換の必要性に加え、デジタル技術の発展と市場・社会からの環境配慮要請の高まりを受けて、あらゆる産業が、これまでの廃棄物・環境対策としての3Rではなく、「環境と成長の好循環」につながる新たなビジネスチャンスと捉え、経営戦略・事業戦略として、循環性の高いビジネスモデルへの転換を図ることが重要とされています。

中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエントな循環システムの早期構築の3つの観点から、今後の循環経済政策の基本的な方向性が提示されています。

第3章 廃棄物の現状

本章では、本県の一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量や処理状況を取りまとめたうえ分析し、今後取組むべき諸課題について整理しています。

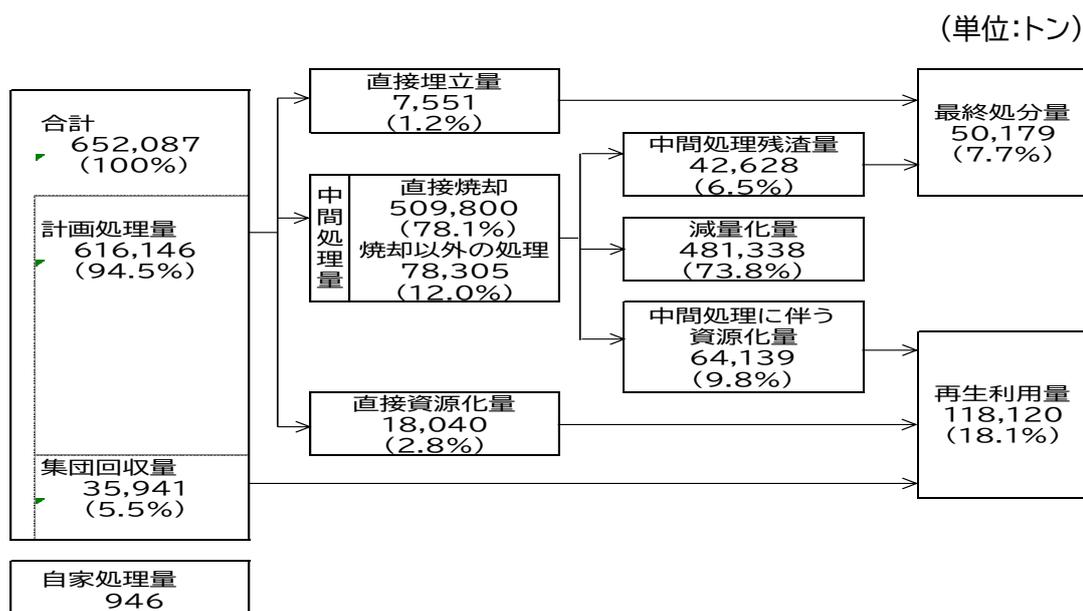
1 廃棄物の排出量及び処理量の現状

(1) 一般廃棄物(し尿を除く)

① 排出・処理状況の全体像

本県の平成30(2018)年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、排出量652千トンのうち、焼却等により減量化された量は481千トン(74%)、再生利用されたものは118千トン(18%)、最終処分されたものは50千トン(8%)であり、自家処理量は1千トンとなっています。[図1]

図1 一般廃棄物の全県処理フロー図(2018年度)



(出典:平成30年度一般廃棄物処理実態調査)

※排出量＝計画処理量＋集団回収量

※再生利用量＝集団回収量＋直接資源化量＋中間処理に伴う資源化量

※自家処理量は、一般廃棄物のうち家庭などで自ら処理するごみの量

② 一般廃棄物の排出量の推移

県全体の一般廃棄物の排出量は、平成26(2014)年度以降、減少傾向となっています。

一般廃棄物のうち生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。

生活系ごみの平成30(2018)年度の排出量は422千トンで、平成26(2014)年度(442千トン)に比べ4.5%減少しています。

事業系ごみの平成30(2018)年度の排出量は194千トンで、平成26(2014)年度(187千トン)に比べ3.7%増加しています。表3

表3 一般廃棄物の排出量の推移

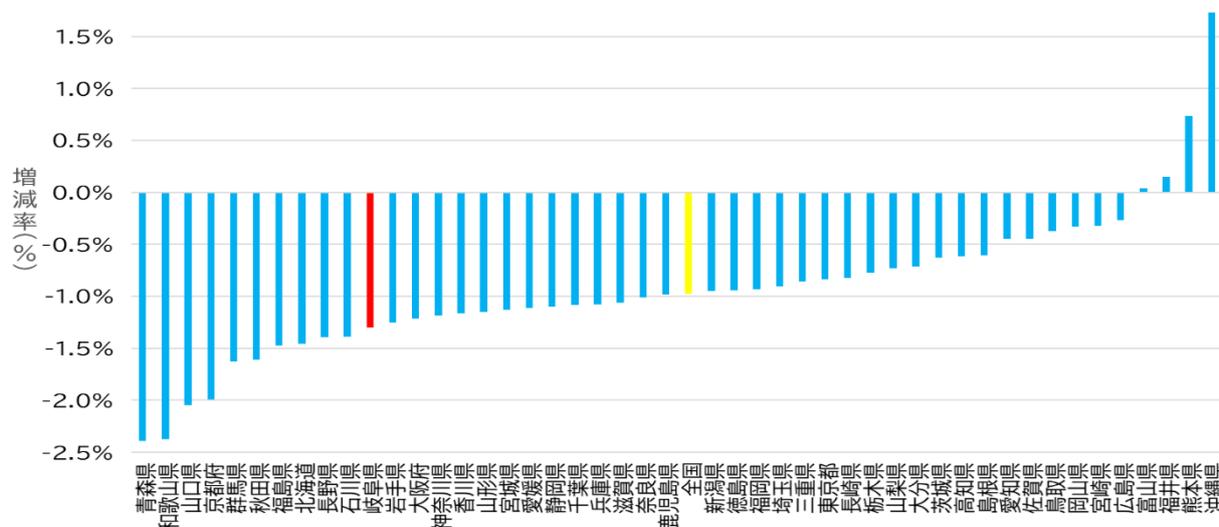
項目		年度				
		2014	2015	2016	2017	2018
一般廃棄物の排出量	計画収集量(t)	562,649	562,233	553,578	549,552	548,995
	直接搬入量(t)	66,958	66,782	62,660	64,699	67,151
	集団回収量(t)	51,014	44,837	42,197	40,042	35,941
	ごみ総排出量(t) (A)	680,621	673,852	658,435	654,293	652,087
	生活系ごみ(t)	442,490	436,689	426,692	423,472	422,080
	事業系ごみ(t)	187,117	192,326	189,546	190,779	194,066
	集団回収量(t)	51,014	44,837	42,197	40,042	35,941
	ごみ総排出量(t) (A)	680,621	673,852	658,435	654,293	652,087
	総人口(人) (B)	2,045,952	2,031,903	2,022,785	2,010,698	2,005,181
	計画収集人口(人)	2,045,952	2,031,903	2,022,785	2,010,698	2,005,181
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日) (A)/(B)/365×1000000		911	906	892	892	891

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

③ 全国における本県の位置

平成26(2014)年度から5年間の一般廃棄物の排出量の増減率を平均すると、本県は1.3%減であり、減少率が大きい方から11番目となり、全国平均よりも減少率が大きくなっています。[図2]

図2 全国における一般廃棄物排出量の増減率(平成26～30年度の平均)



④ 生活系ごみと事業系ごみの排出状況

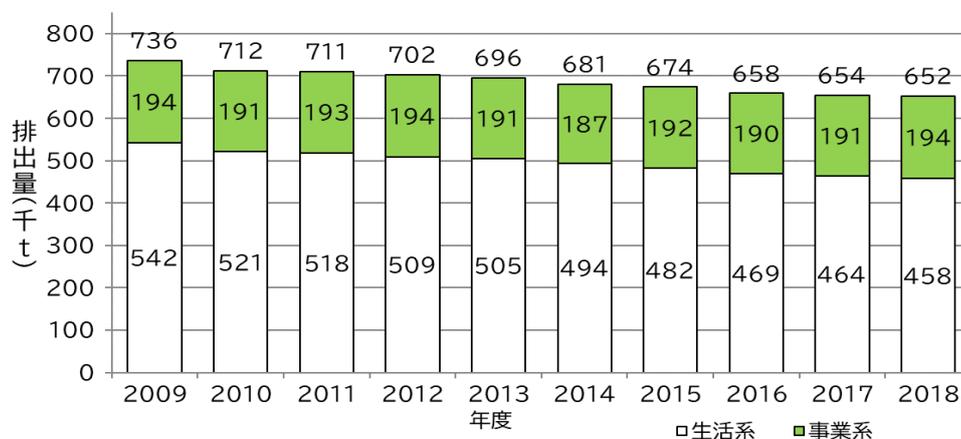
生活系ごみと事業系ごみの割合は、平成26(2014)年度から5年間の平均では、おおよそ5:2の割合で生活系ごみの割合が大きくなっています。[図3]

本県の生活系ごみ排出量は、全国では少ない方から14番目であり、平成26(2014)年度から5年間の増減率の平均値は1.5%減と減少率が高い方から11番目となっており、この間連続して減少傾向にあります。

一方、事業系ごみの排出量は、全国では少ない方から17番目であり、平成26(2014)年度から5年間の増減率の平均値は0.8%増と増加率が高い方から21番目となっており、この間増減を繰り返し、全体としては増加傾向にあります。

以上のことから、本県の一般廃棄物の減量化を推進するにあたっては、特に事業系ごみへの取組を強化する必要があります。

図3 生活系ごみと事業系ごみの排出状況



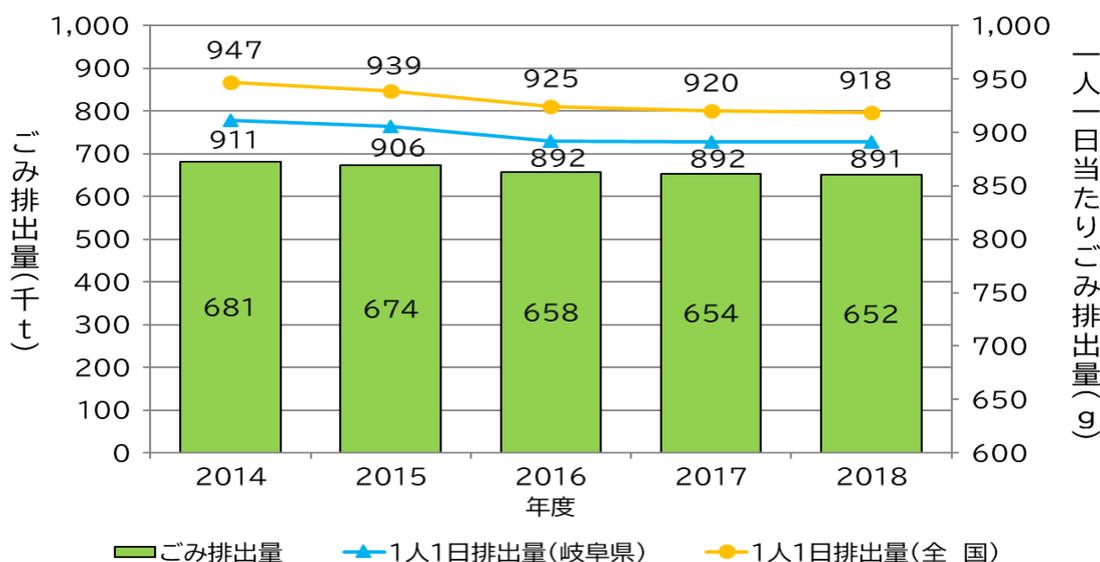
(出典:平成21~30年度一般廃棄物処理実態調査)

⑤ 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

県民1人1日当たりのごみの排出量の推移は全国的に減少傾向にあり、本県も同様の傾向にあります。本県の排出量は、平成30(2018)年度では、県民1人1日当たり891グラムで、全国平均の918グラムを下回っており、平成26(2014)年度(911グラム)に比べ20グラム減少(約2.2%)しています。

また、平成26(2014)年度から5年間における本県の増減率の平均は0.8%減であり、全国の平均値と並ぶ値となっています。[図4]

図4 一般廃棄物の排出量及び県民1人1日当たりのごみ排出量の推移



(出典:平成26~30年度一般廃棄物処理実態調査)

⑥ 市町村における1人1日当たり排出量と増減の状況

県内市町村の平成30(2018)年度の1人1日当たりの排出量は、最も少ない自治体では1人1日当たり500グラム台ですが、最も多い自治体は1人1日当たり1,000グラムを超えています。[図5]

1人1日当たり排出量の平成26(2014)～30(2018)年度の5年間増減率は、最も減少率が高い自治体は3.7%減少、最も増加率が高い自治体は3.9%増加となっており、1人1日当たり排出量と直近5年間の増減率はともに市町村ごとに相違があります。[図6]

図5 市町村における1人1日当たり排出量(2018年度)

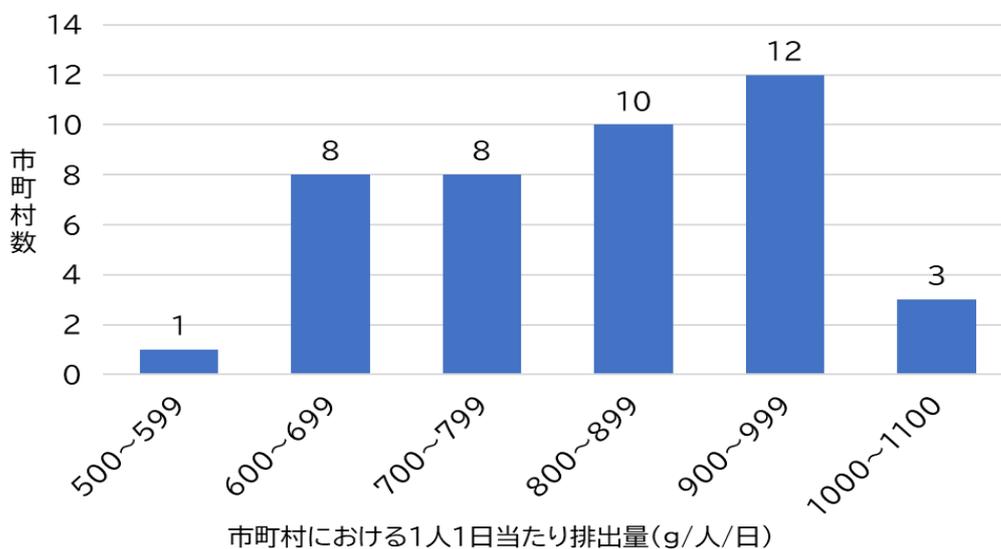
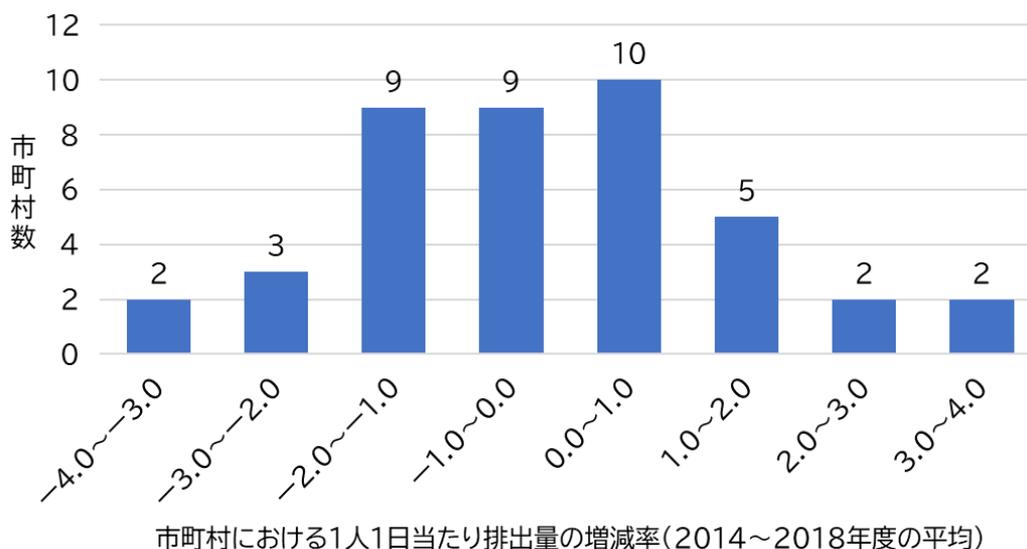


図6 市町村における1人1日当たり排出量の増減率(2014～2018年度の平均)



⑦ 一般廃棄物の構成比及び市町村の取組状況

一般廃棄物の構成比は可燃ごみが最も多くなっています。また、プラスチック容器包装を分別していない自治体(A市)及び分別している自治体(B市)のごみの組成調査結果においても同様の状況となっています。[図7]

1人1日当たり排出量における可燃ごみの構成をみると、紙類と食品廃棄物を含む生ごみの割合が大きく、次いでプラスチック類となっています。プラスチック容器包装を分別している自治体は、そうでない自治体と比較して、プラスチックごみの割合が小さく、分別の推進が可燃ごみの削減につながっています。また、可燃ごみ中には、布などの資源物が混在しており、一層の分別の徹底が必要となっています。[図8]

なお、県内市町村においては、プラスチック容器包装を分別している市町村数は39で、分別していない市町村数は3となっています。

市町村の取組状況調査(令和2(2020)年度実施)では、食品廃棄物の削減について、家庭への働きかけを実施している市町村数32と比較して、事業者への働きかけを実施している市町村数は9であり、事業者への取組強化が必要となっています。[図9]

図7 県内市町村の一般廃棄物の構成比

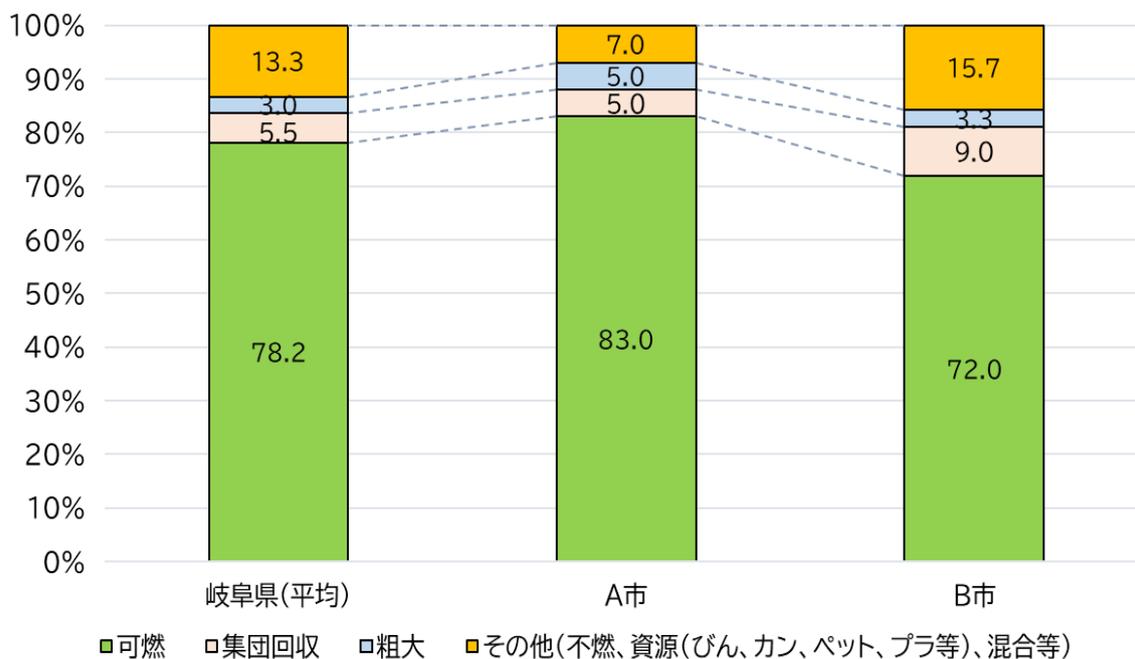


図8 可燃ごみ中・1人1日当たり排出量におけるごみの構成

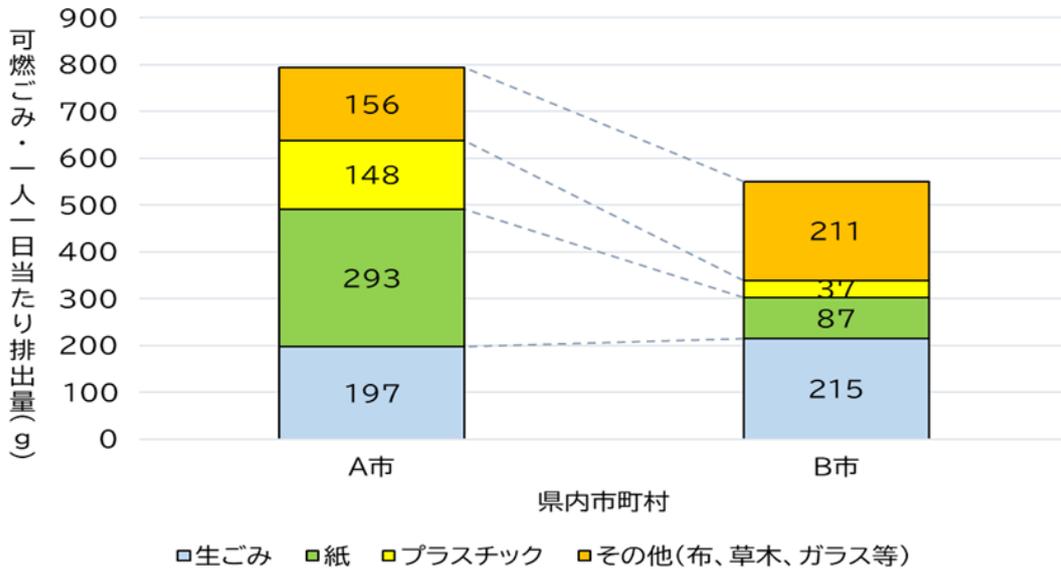
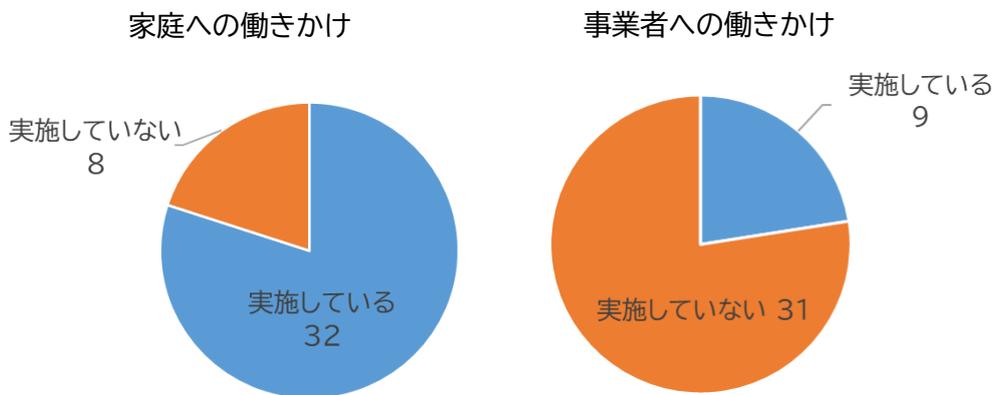


図9 市町村における食品廃棄物の削減に向けた取組状況



※回答市町村:40(全42市町村中)

(出典:県廃棄物対策課調べ)

⑧ 人口減少と高齢化の影響

本県の人口は、平成26(2014)年度以降、毎年約1万人ずつ減少しており、今後も減少傾向が続くと推計されています。一方、一般廃棄物の排出量は減少しているものの近年は横ばい傾向となっています。[表4](#)

一方、1人1日当たり排出量は、平成12(2000)年度をピークに900グラム台へと推移しており、近年は減少傾向にあります。高齢者の割合は上昇していますが、

1人1日当たり排出量は減少傾向にあり、高齢化と一般廃棄物排出量の関係は一概には言えない状況です。表5

なお、現在、国において、人口減少や高齢化による廃棄物の発生量や排出されるごみの種類への影響について調査研究が行われています。

表4 人口減少と排出量の推移

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018	2025	2030
県人口(千人)	2,043	2,032	2,023	2,012	2,000	1,892	1,802
排出量(千トン)	709	702	693	698	696	(615)	(586)

※()内は、1人1日当たり排出量(2018)に推計人口を乗じた排出量推計値

(出典:県統計課、環境省一般廃棄物処理実態調査)

表5 本県の高齢化と1人1日当たり排出量の推移

項目 \ 年度	2000	2010	2015	2020	2030
65歳以上(%)	18.2	24.1	28.1	30.4	33.0
うち75歳以上(%)	7.5	11.7	13.6	15.8	20.4
1人1日当たり 排出量(g/人/日)【岐阜県】	918	960	906	—	—
1人1日当たり 排出量(g/人/日)【全国】	1,132	976	939	—	—

※岐阜県人口は平成12(2000)年度をピークに減少に転じている。

(出典:県統計課調べ、一般廃棄物処理実態調査)

⑨ 再生利用率(量)の推移

全国の再生利用量については、市町村による回収量から算出していますが、本県では、それに加え市町村以外の民間事業者による資源物回収量(以下「民間回収量」という。)の推計も含めた量において、再生利用量の推移を把握することとします。

本県の市町村による回収量は、平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、特に紙類が大きく減少しています。表6

一方で、県内の民間回収量を推計すると、平成26(2014)年度以降増加傾向にあるといえます。表7

本県の再生利用率の推移について、この民間回収量を含めて算出すると、平成26(2014)年度以降、23%前後とほぼ横ばいで推移しています。[図10]

表6 市町村による回収量

(単位:トン)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018	増減量 (2014比)
再生利用量	135,752	130,123	124,634	121,897	118,120	▲17,632
紙類	66,317	59,057	54,210	51,114	46,587	▲19,730
金属類	12,716	12,147	12,532	12,015	13,038	322
ガラス類	13,965	13,949	13,207	12,551	12,128	▲1,837
ペットボトル	4,014	4,025	4,079	4,023	4,386	372
プラスチック類	3,211	3,224	3,302	3,562	3,505	294
布類	3,900	3,555	3,065	2,661	2,645	▲1,255
その他	31,629	34,166	34,239	35,971	35,831	4,202

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

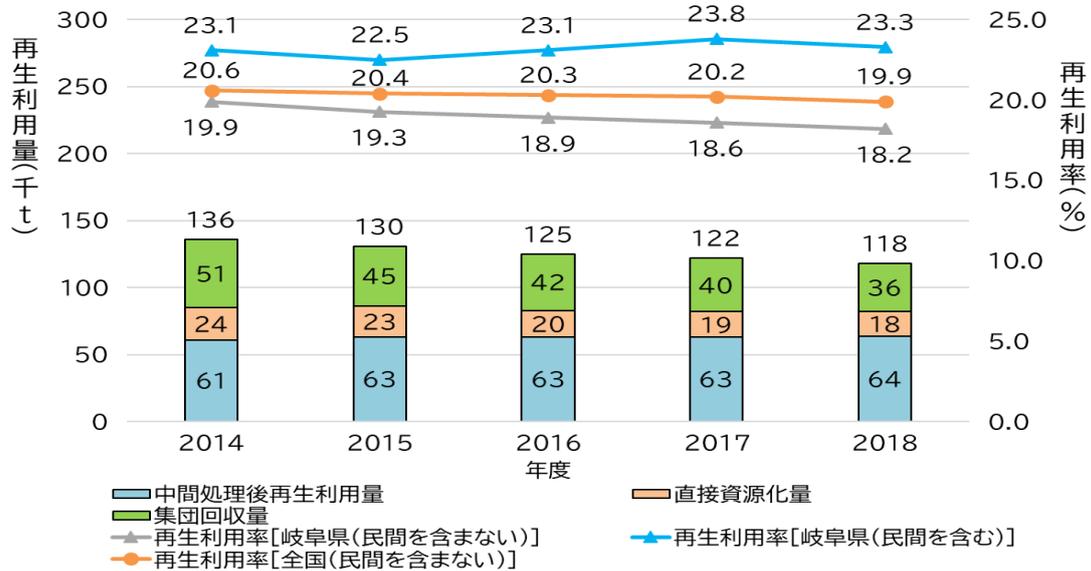
表7 県内における民間回収量(推計)

(単位:千トン)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
古紙	25	25	31	39	39
ペットボトル	2	2	3	4	4
食品トレイ	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
牛乳等紙パック	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6
合計(少数以下繰上げ)	28	28	35	44	44

(出典:県廃棄物対策課調べ)

図10 再生利用率の推移



(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

(注)再生利用率(%) =
$$\frac{\text{市町村による資源化を含む再生利用量(＋民間回収量)}}{\text{一般廃棄物の排出量(＋民間回収量)}}$$

⑩ 最終処分量及び最終処分率の推移

平成30(2018)年度の最終処分量は 50,179 トン、最終処分率は7.7%であり、1人1日当たりの最終処分量(69グラム/人/日)とともに、平成28(2016)年度までは減少傾向にありましたが、平成29(2017)年度以降は微増となっています。しかしながら、近年、最終処分量が最も多かった平成26(2014)年度以降は、全体として緩やかに減少しています。[表8](#) [表9](#) [図11](#)

表8 最終処分量の推移

(単位:トン)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
直接埋立	10,923	10,904	7,644	8,635	7,551
焼却残渣	42,220	40,908	38,786	37,755	37,143
焼却以外の処理残渣	7,015	4,285	2,970	3,450	5,485
合計	60,158	56,097	49,400	49,840	50,179

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

表9 最終処分率の推移

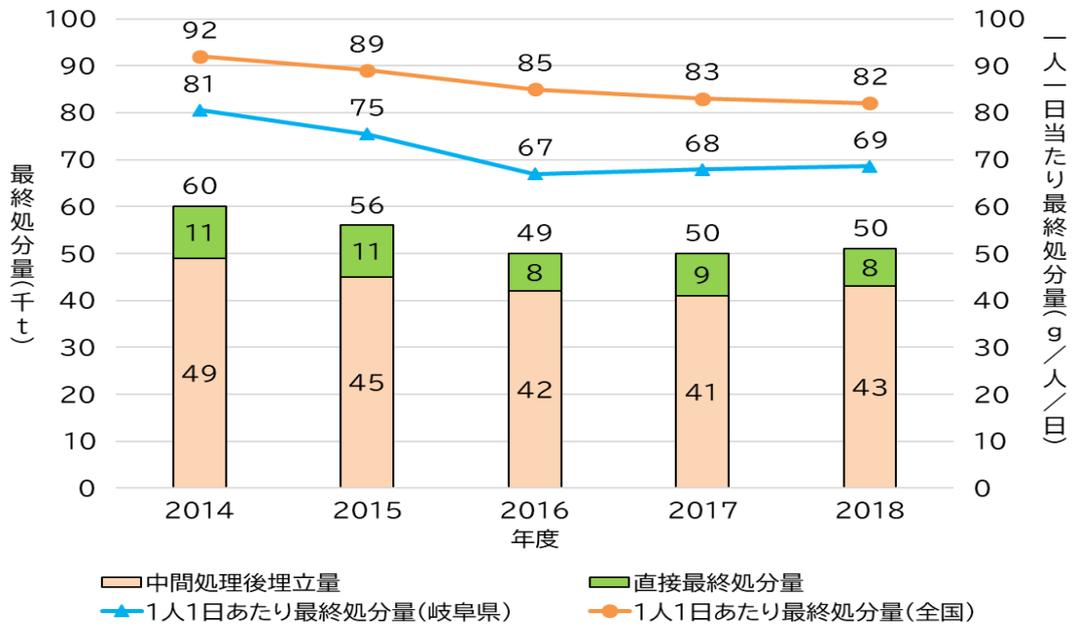
(単位:%)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
岐阜県	8.8	8.3	7.5	7.6	7.7
全国	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

(注)最終処分率(%)=(最終処分量/ごみ総排出量)×100

図11 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移

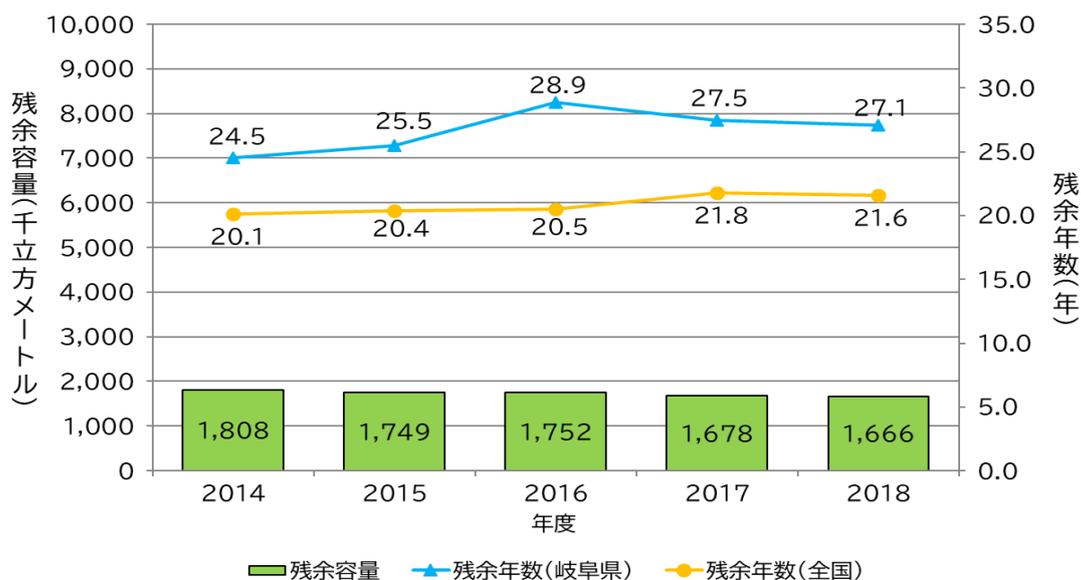


(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

⑪ 最終処分場の残余容量と残余年数

一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数について、残余容量は減少傾向にありますが、残余年数は全国平均を上回って推移しています。図12

図12 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理実態調査)

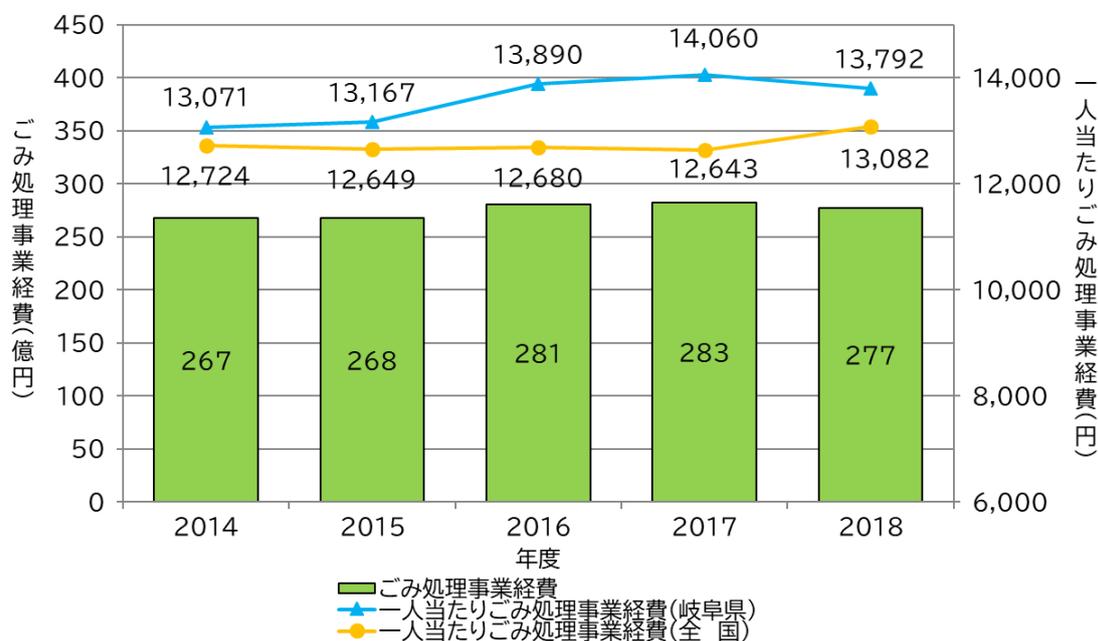
(注)残余年数 =
$$\frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重}(0.8163)}$$

⑫ ごみ処理事業経費の推移

平成30(2018)年度ごみの処理事業経費(一般廃棄物処理施設の建設改良費及びし尿処理事業経費を除いた経費)は276億5,466万円で、県民1人当たりの1年間のごみの処理事業経費は13,792円となっています。県民1人当たりの年間ごみ処理事業経費の推移は、平成26(2014)年度以降増加傾向にあり、平成30(2018)年度に減少に転じていますが、全国平均より高い値となっています。

図13

図13 ごみ処理事業経費(建設改良費等を除く)の推移



(出典:平成26~30年度一般廃棄物処理実態調査)

(2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物量の推移の見方について

第2次計画では、産業廃棄物量の推移について、有償物量を含む「発生量」及び「資源化量」において把握していましたが、国の基本方針では、有償物量を含まない「排出量」及び「再生利用量」において推移を把握することとしているため、整合性を図り、本計画では「排出量」及び「再生利用量」において、産業廃棄物量の推移を把握します。

② 産業廃棄物の種類別排出量とその推移

本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物排出量は4,589千トンで、種類別では、多い順に有機性汚泥が1,818千トン(構成比率 39.6%)、家畜ふん尿が910千トン(19.8%)、がれき類が679千トン(14.8%)、無機性汚泥が222千トン(4.8%)、ガラス・陶磁器くずが188千トン(4.1%)、廃プラスチック類が141千トン(3.1%)となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めています。

平成20(2008)年度以降、農業系廃棄物を含む排出量は減少傾向にあります。廃棄物の種類により増減傾向に相違があります。特に排出量が最も多い有機性汚泥は増加傾向にあります。表10 図14

表10 産業廃棄物の種類別排出状況

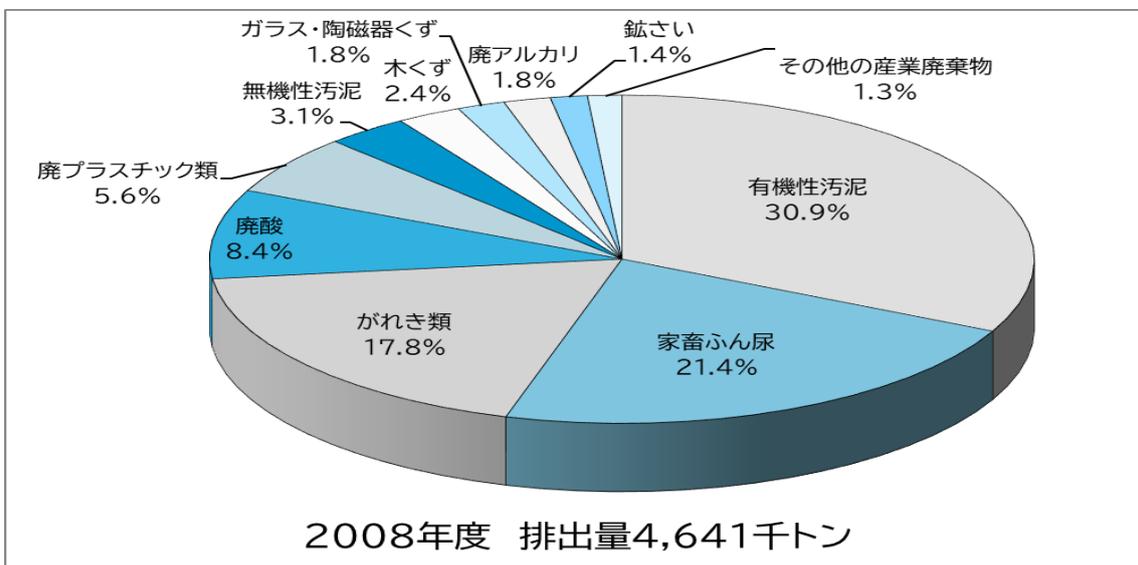
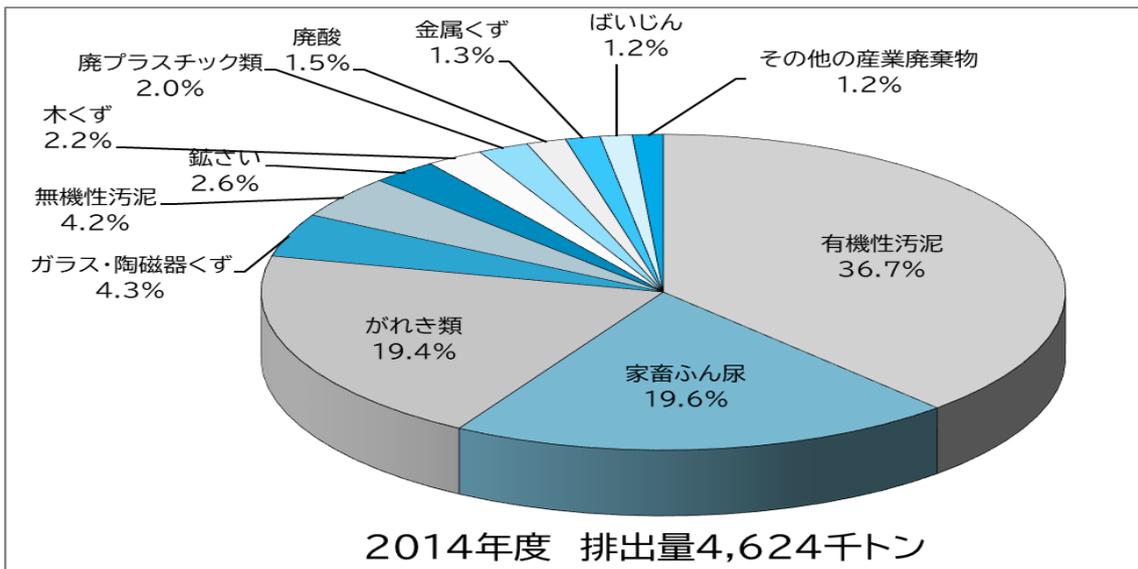
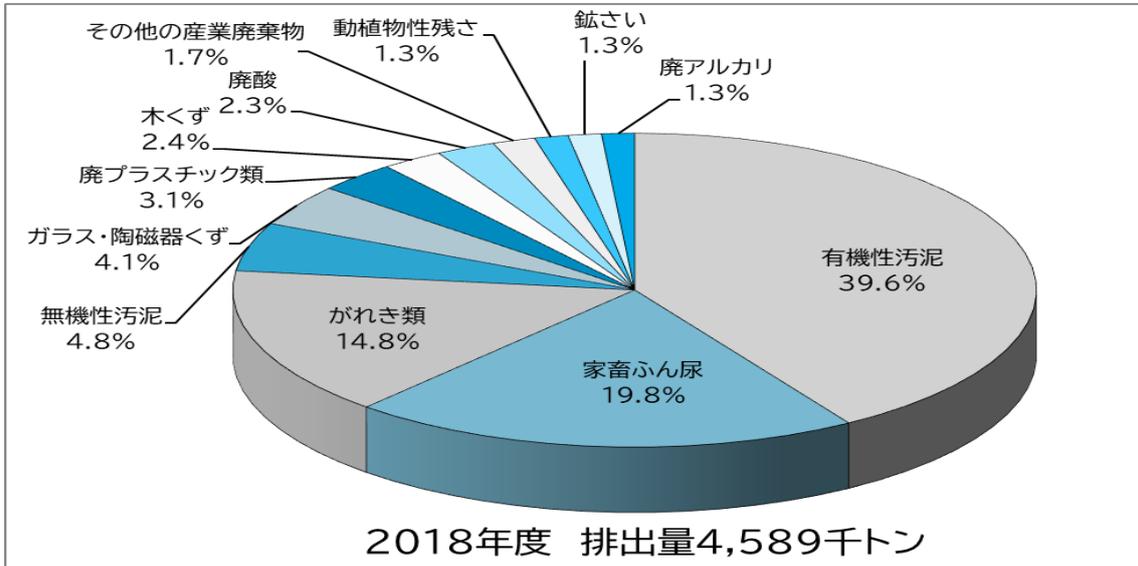
(単位:トン)

廃棄物の種類	年度	2008		2014		2018	
		排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
燃え殻		14,611	0.3%	22,189	0.5%	35,518	0.8%
汚泥	有機性汚泥	1,436,484	30.9%	1,694,909	36.7%	1,818,478	39.6%
	無機性汚泥	144,343	3.1%	194,785	4.2%	221,932	4.8%
廃油		56,334	1.2%	32,302	0.7%	39,134	0.9%
廃酸		391,837	8.4%	70,677	1.5%	105,613	2.3%
廃アルカリ		82,090	1.8%	49,596	1.1%	58,444	1.3%
廃プラスチック類		260,955	5.6%	91,104	2.0%	141,015	3.1%
紙くず		19,432	0.4%	15,362	0.3%	8,509	0.2%
木くず		112,618	2.4%	101,934	2.2%	109,546	2.4%
繊維くず		590	0.0%	1,103	0.0%	906	0.0%
動植物性残さ		27,747	0.6%	53,090	1.1%	60,396	1.3%
動物系固形不要物		123	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ゴムくず		214	0.0%	737	0.0%	205	0.0%
金属くず		59,192	1.3%	62,177	1.3%	43,475	0.9%
ガラス・陶磁器くず		83,591	1.8%	197,779	4.3%	188,489	4.1%
鉱さい		64,435	1.4%	118,146	2.6%	59,164	1.3%
がれき類		826,292	17.8%	899,190	19.4%	678,897	14.8%
家畜ふん尿		993,261	21.4%	906,183	19.6%	910,106	19.8%
家畜の死体		1,519	0.0%	800	0.0%	721	0.0%
ばいじん		6,092	0.1%	57,575	1.2%	31,842	0.7%
その他の産業廃棄物		59,669	1.3%	54,800	1.2%	76,196	1.7%
合計		4,641,430	100%	4,624,437	100%	4,588,584	100%
(農業系廃棄物を除く)		3,646,646		3,716,926		3,676,552	

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成 21、27 令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

図14 産業廃棄物の種類別排出量



③ 産業廃棄物の業種別排出量とその推移

産業廃棄物の業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,722千トン(37.5%)、次いで建設業931千トン(20.3%)、電気・水道業920千トン(20.1%)、農業912千トン(19.9%)となっています。

平成20(2008)年度以降、排出量が最も多い製造業は増加傾向にあり、次いで排出量が多い建設業は平成26(2014)年度は増加し、平成30(2018)年度には減少に転じています。[表11](#) [図15](#)

表11 産業廃棄物の業種別排出量

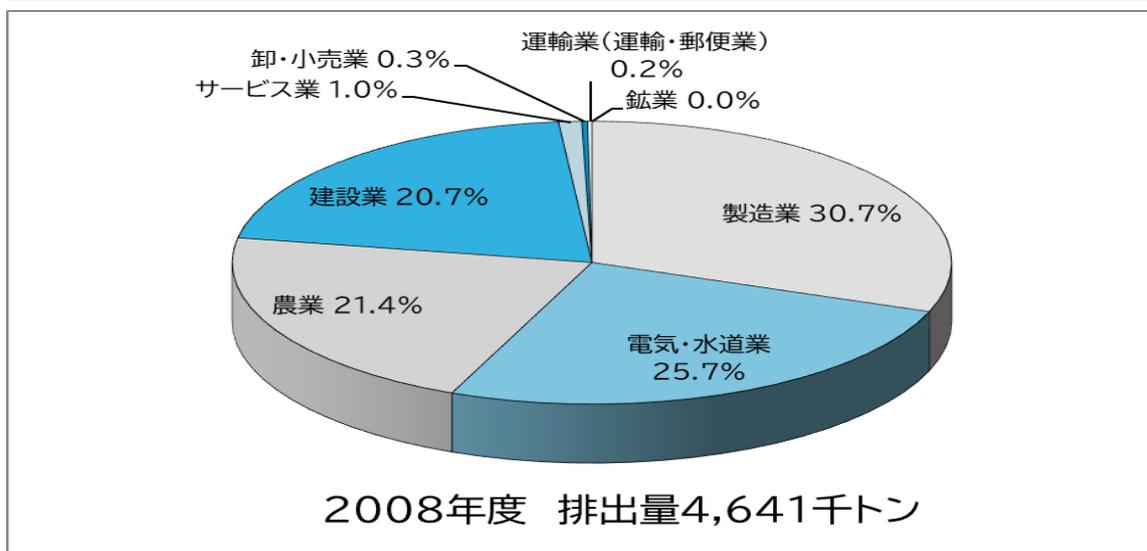
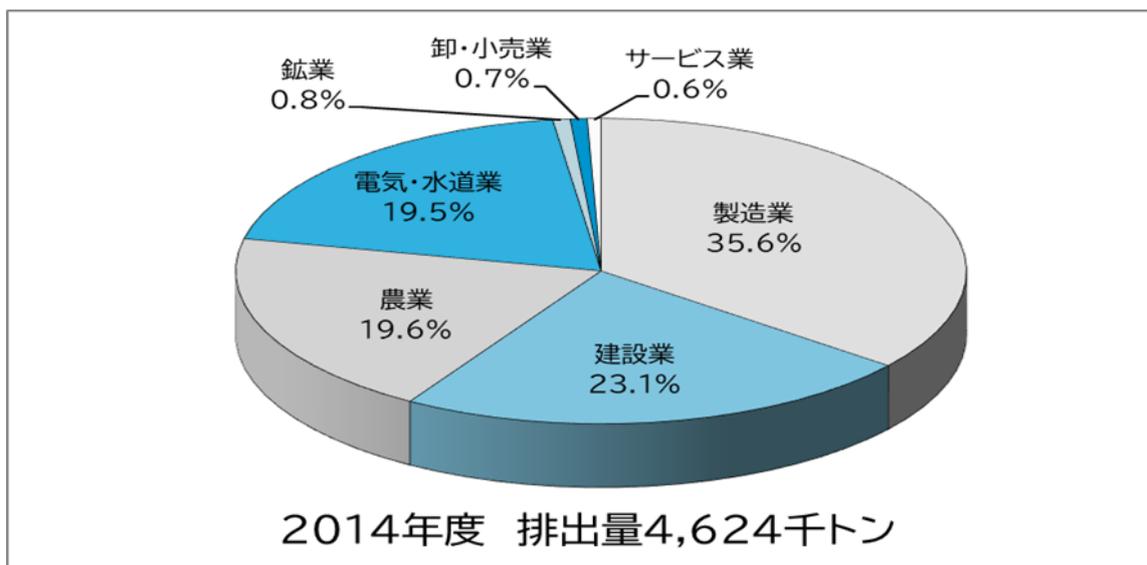
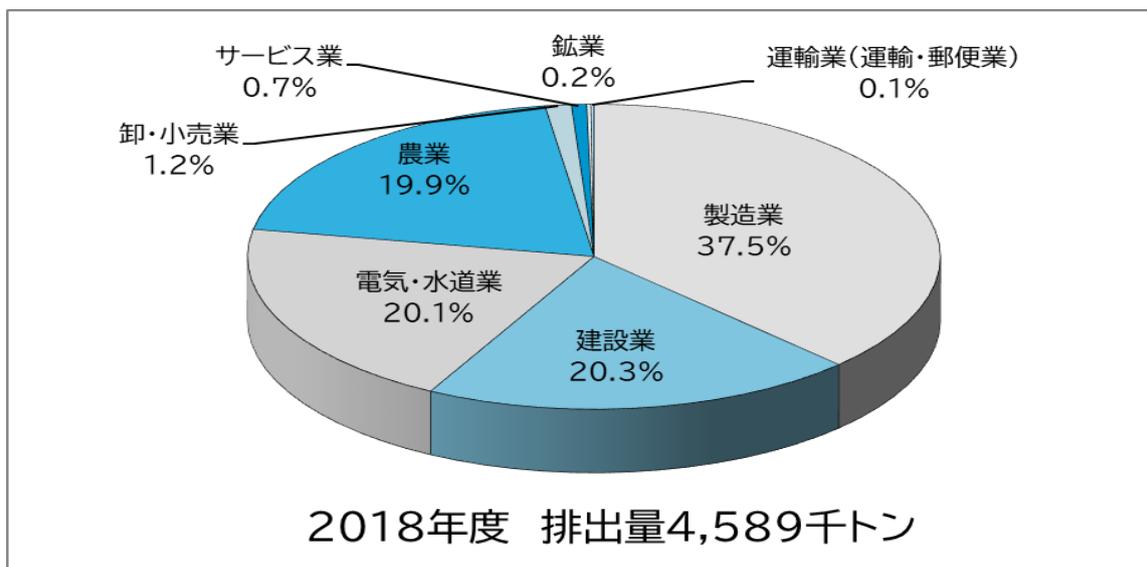
(単位:トン)

業種	年度	2008		2014		2018	
		排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
農業		994,784	21.4%	907,511	19.6%	912,032	19.9%
鉱業		0	0.0%	35,619	0.8%	8,450	0.2%
建設業		961,835	20.7%	1,067,999	23.1%	930,731	20.3%
製造業		1,422,699	30.7%	1,646,611	35.6%	1,721,750	37.5%
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	446,077	9.6%	75,787	1.6%	70,872	1.5%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	185,969	4.0%	673,563	14.6%	795,201	17.3%
	プラスチック製品製造業	182,784	3.9%	89,969	1.9%	138,123	3.0%
	化学工業	123,979	2.7%	69,348	1.5%	80,295	1.7%
	窯業・土石製品製造業	113,085	2.4%	224,153	4.8%	263,067	5.7%
	その他製造業	370,805	8.0%	513,791	11.1%	374,191	8.2%
電気・水道業		1,192,870	25.7%	900,446	19.5%	920,109	20.1%
運輸業(運輸・郵便業)		9,110	0.2%	3,641	0.1%	6,819	0.1%
卸・小売業		11,900	0.3%	34,475	0.7%	56,080	1.2%
サービス業		48,062	1.0%	28,136	0.6%	32,612	0.7%
全業種合計		4,641,430	100%	4,624,437	100%	4,588,584	100%
(農業系廃棄物を除く)		3,646,646		3,716,926		3,676,552	

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成 21、27 令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

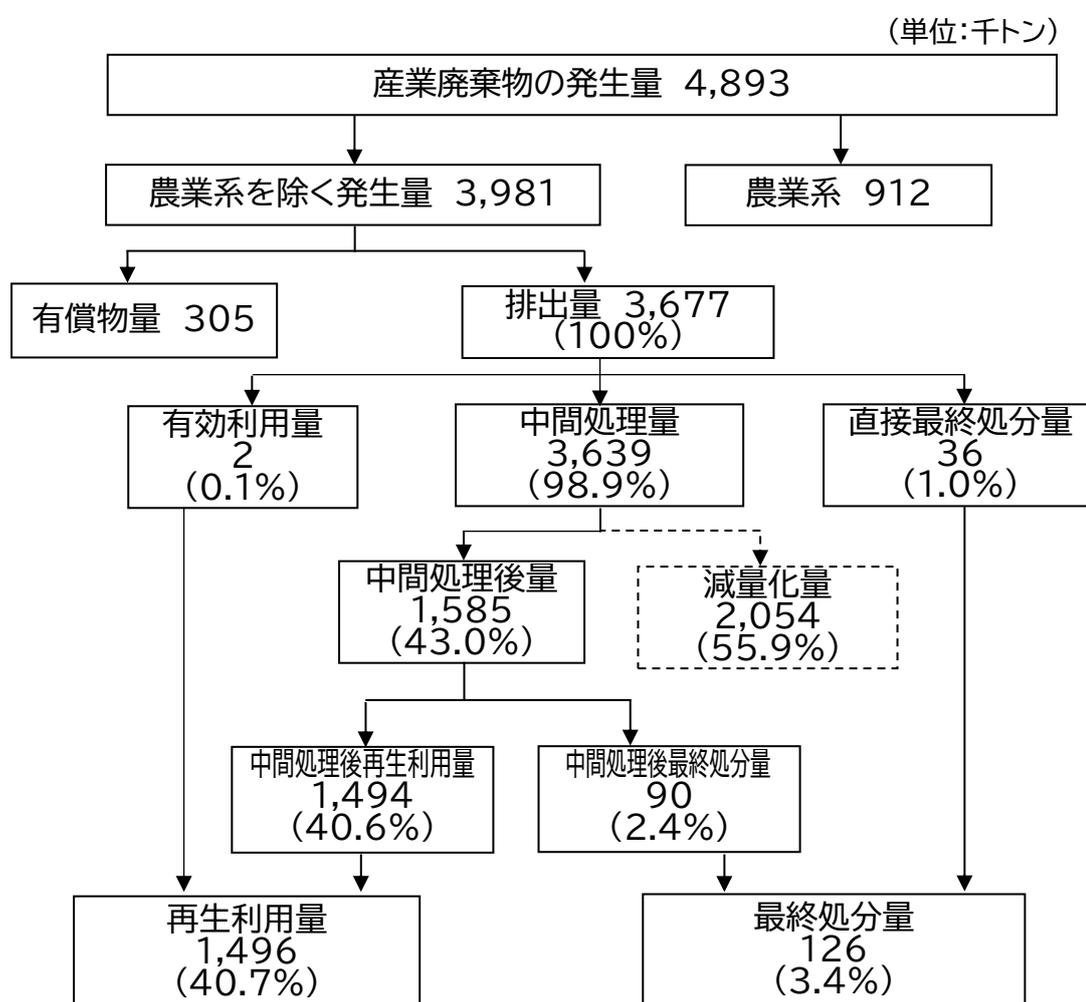
図15 産業廃棄物の業種別排出量



④ 産業廃棄物の排出・処理状況の全体像

本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量(3,981千トン)から有償物量(305千トン)を除いた3,677千トンが排出されています。再生利用量は1,496千トン(40.7%)、焼却、脱水等により減量化された量は2,054千トン(55.9%)となり、最終処分された量は126千トン(3.4%)となっています。[図16]

図16 産業廃棄物の全県処理フロー図(2018年度)



(出典:令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

⑤ 産業廃棄物の種類別処理状況(農業系を除く)

平成30(2018)年度の産業廃棄物の種類別処理状況については、次のとおりです。[表12](#) [表13](#) [図17](#) [図18](#)

ア 再生利用の状況

再生利用された量は1,496千トンで、産業廃棄物排出量の40.7%に相当します。

再生利用率の最も高い種類は、金属くず類(98.6%)です。

イ 減量化の状況

焼却、脱水等で減量化された量は2,054千トンで、産業廃棄物排出量の55.9%に相当します。

減量化率の最も高い種類は汚泥類(90.1%)です。

ウ 最終処分の状況

最終処分されたものは126千トンで、産業廃棄物排出量の3.4%となっています。

最終処分率が最も高い種類は、ゴムくず類で95.1%が最終処分されています。

表12 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)

(単位:トン)

年度	排出量	再生利用量		減量化量		最終処分量			
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
2008	3,646,646	1,408,782	38.6%	2,111,520	57.9%	126,344	3.5%	27,025	0.7%
2014	3,716,926	1,797,436	48.4%	1,793,740	48.3%	125,750	3.4%	23,455	0.6%
2018	3,676,552	1,496,220	40.7%	2,053,965	55.9%	126,366	3.4%	36,103	1.0%

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成 21、27 令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

表13 産業廃棄物の種類別処理状況(2018年度:農業系廃棄物を除く)

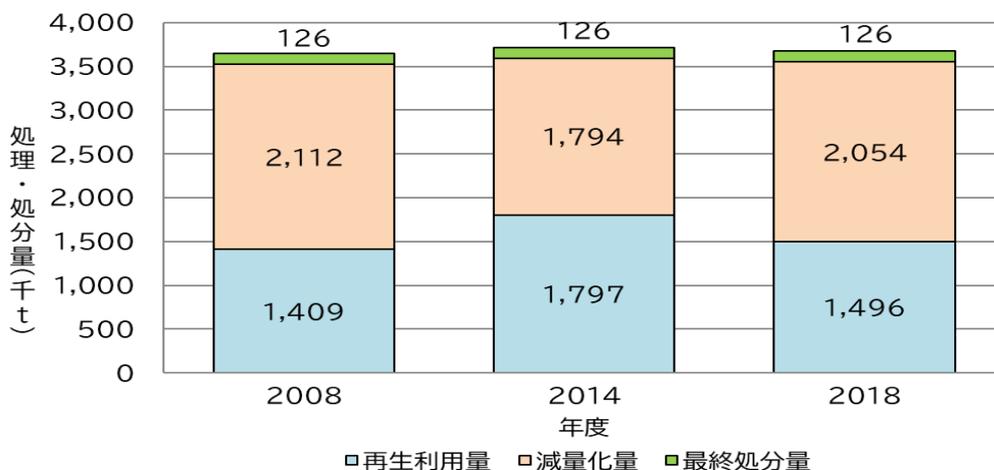
(単位:トン)

	排出量	再生利用量		減量化量		最終処分量		直接最終処分量	
			構成比		構成比		構成比		構成比
燃え殻	35,518	28,199	79.4%	1,988	5.6%	5,331	15.0%	2,001	5.6%
汚泥	2,040,410	176,209	8.6%	1,837,839	90.1%	26,362	1.3%	15,823	0.8%
廃油	39,134	16,522	42.2%	20,558	52.5%	2,054	5.2%	13	0.0%
廃酸	105,613	14,416	13.6%	86,010	81.4%	5,183	4.9%	0	0.0%
廃アルカリ	58,444	8,952	15.3%	47,952	82.0%	1,539	2.6%	0	0.0%
廃プラスチック類	139,810	101,244	72.4%	11,869	8.5%	26,692	19.1%	1,432	1.0%
紙くず	8,509	7,699	90.5%	762	9.0%	48	0.6%	16	0.2%
木くず	109,546	97,209	88.7%	10,812	9.9%	1,525	1.4%	662	0.6%
繊維くず	906	671	74.1%	140	15.5%	94	10.4%	1	0.1%
動植物性残さ	60,396	49,347	81.7%	10,745	17.8%	304	0.5%	0	0.0%
動物系固形不要物	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ゴムくず	205	6	3.1%	4	1.9%	195	95.1%	0	0.0%
金属くず	43,475	42,858	98.6%	0	0.0%	617	1.4%	22	0.1%
ガラスくず等	188,489	167,975	89.1%	2,689	1.4%	17,825	9.5%	6,011	3.2%
鋳さい	59,164	54,009	91.3%	0	0.0%	5,155	8.7%	5,155	8.7%
がれき類	678,897	662,876	97.6%	0	0.0%	16,021	2.4%	4,109	0.6%
ばいじん	31,842	30,149	94.7%	0	0.0%	1,693	5.3%	272	0.9%
その他の産業廃棄物	76,196	37,879	49.7%	22,597	29.7%	15,728	20.6%	587	0.8%
合計	3,676,552	1,496,220	40.7%	2,053,965	55.9%	126,366	3.4%	36,103	1.0%

※端数処理の関係で合計は一致しない。

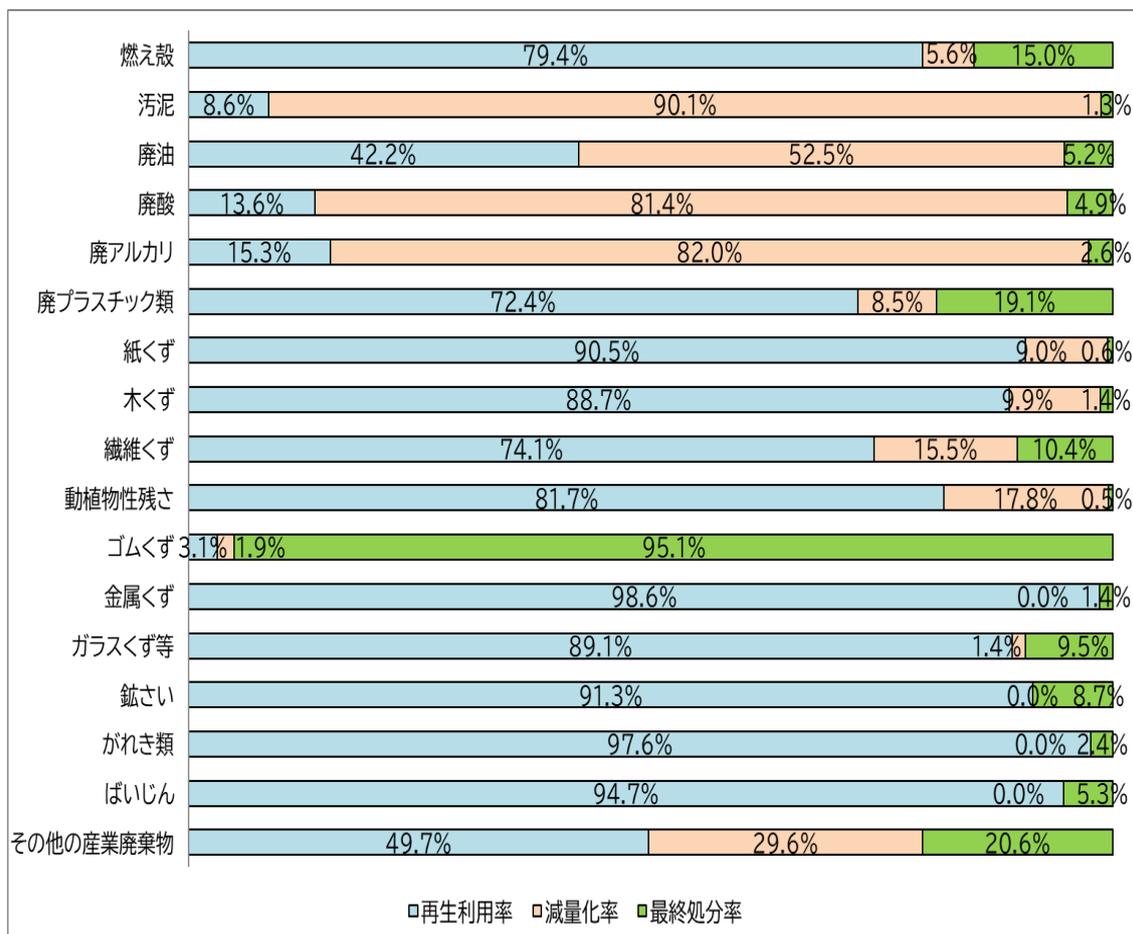
(出典:令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

図17 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)



(出典:平成 21、27 令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

図18 産業廃棄物の種類別処理状況(2018年度:農業系廃棄物を除く)



(出典:令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

⑥ 産業廃棄物の排出量等の増減の要因

産業廃棄物排出量等の増減の要因の概要について、排出量は、製造業における経済活動の拡大が主な増加要因であり、一方で建設業からの排出量の減少が産業廃棄物全体の増加を抑制していると推測されます。再生利用率は、再生利用しやすいがれき類が減少し、再生利用しにくい有機性汚泥が増加していることが近年の再生利用率の減少傾向の要因と考えられます。最終処分量は、製造業からの排出量増加とともに、建設業の中間処理後最終処分量が増加したことが近年の横ばい傾向の要因と推測されます。表14

表14 産業廃棄物の排出量等の増減の要因

項目	増減の主な要因
排出量	<p>○製造業における経済活動の拡大に伴う増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の製造品出荷額等の増加:110% (H26:5兆1,012億円 → H30:5兆6,271億円) <p>○製造業からの排出量の増加:105% (H26:1,647千トン → H30:1,722千トン、75千トン増)</p> <p>○建設業からの排出量の減少が全体の排出量を抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請完成工事高の増加:112% (H26:8,469億2,800万円→H30:9,505億6,600万円) ・建設業の廃棄物の排出量の減少:87% (H26:1,068千トン → H30:931千トン、137千トン減)
再生利用率	<p>○再生利用率が高いがれき類の排出量の減少及び再生利用率が低い有機性汚泥の排出量の増加に伴う減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類の排出量 (H26:899千トン→H30:679千トン、220千トン減) ・排出量に占めるがれき類の構成割合 (H26:19.4%→H30:14.8%、4.6%減) ・有機性汚泥の排出量 (H26:1,695千トン→H30:1,819千トン、124千トン増)
最終処分量	<p>○製造業における中間処理後最終処分量が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業からの排出量 (H26:1,647千トン→H30:1,722千トン、75千トン増) ・製造業の中間処理後最終処分量 (H26:41.8千トン→H30:46千トン、4.2千トン増) <p>○建設業における中間処理後最終処分量が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の廃棄物の排出量 (H26:1,068千トン → H30:931千トン、137千トン減) ・建設業の中間処理後最終処分量 (H26:21.4千トン → H30:31.4千トン、10千トン増)

(出典:県統計課工業統計調査、国土交通省建設工事施工統計調査)

⑦ 産業廃棄物最終処分場の残余容量

産業廃棄物最終処分場の平成30(2018)年度末現在の残余容量は約100万立方メートルとなっています。[表15](#)

表15 産業廃棄物最終処分場残余容量

(単位:m ³)			
項目	安定型	管理型	計
施設数	3	5	8
残余容量	20,271	982,217	1,002,488

(出典:廃棄物対策課調べ)

※2019年3月31日現在

※上記最終処分場は、すべて処理業者が設置したもの。

2 廃棄物の不適正処理の現状

(1) 不適正処理の現状

全国における不法投棄新規判明事案の状況は、大規模な不法投棄事案や新規判明件数は平成10年代(1998年～2007年)のピーク時に比べて、大幅に減少しています。[表16](#)

本県における廃棄物の不適正処理についての通報件数やパトロールによる発見件数は毎年約3千件以上で推移しており、野外焼却や小規模な不法投棄等不適正処理事案は後を絶たない状況です。[表17](#)

表16 全国における新規判明事案

新規判明事案 \ 年度	1998	2003	2008	2013	2018
投棄件数	1,197	894	308	159	155
投棄量(万トン)	42.4	74.5	20.3	2.9	15.7
建設系廃棄物の件数割合	73.7%	69.5%	72.7%	83.6%	80.0%

(出典:環境省ホームページ)

表17 岐阜県における不適正処理通報受理件数とパトロールによる発見件数
(単位:件)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
不適正処理通報等受理件数	3,450(319)	3,117(305)	3,175(230)	3,794(309)	3,354(262)
うちパトロールによる発見件数	1,025(30)	567(11)	454(5)	559(18)	550(13)

※受理件数及び発見件数は一般廃棄物と産業廃棄物の合計数であり、()内は産業廃棄物の件数(いずれの件数も岐阜市を除く。)

(出典: 県廃棄物対策課調べ)

(2) 不適正処理の防止体制

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、行政監視が手薄となる夜間、休日及び早朝の時間帯に実行されたり、運搬中の廃棄物や投棄した廃棄物を土砂等で覆い隠したり、有価物と称して廃棄物処理法の適用を逃れようとするなど、その手段が悪質、巧妙化しています。

また、高速道路等の交通網の整備等に伴い、多量の廃棄物が広域に移送、運搬されています。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関、地域住民等の連携を密にしながら諸対策を展開していくことが必要です。

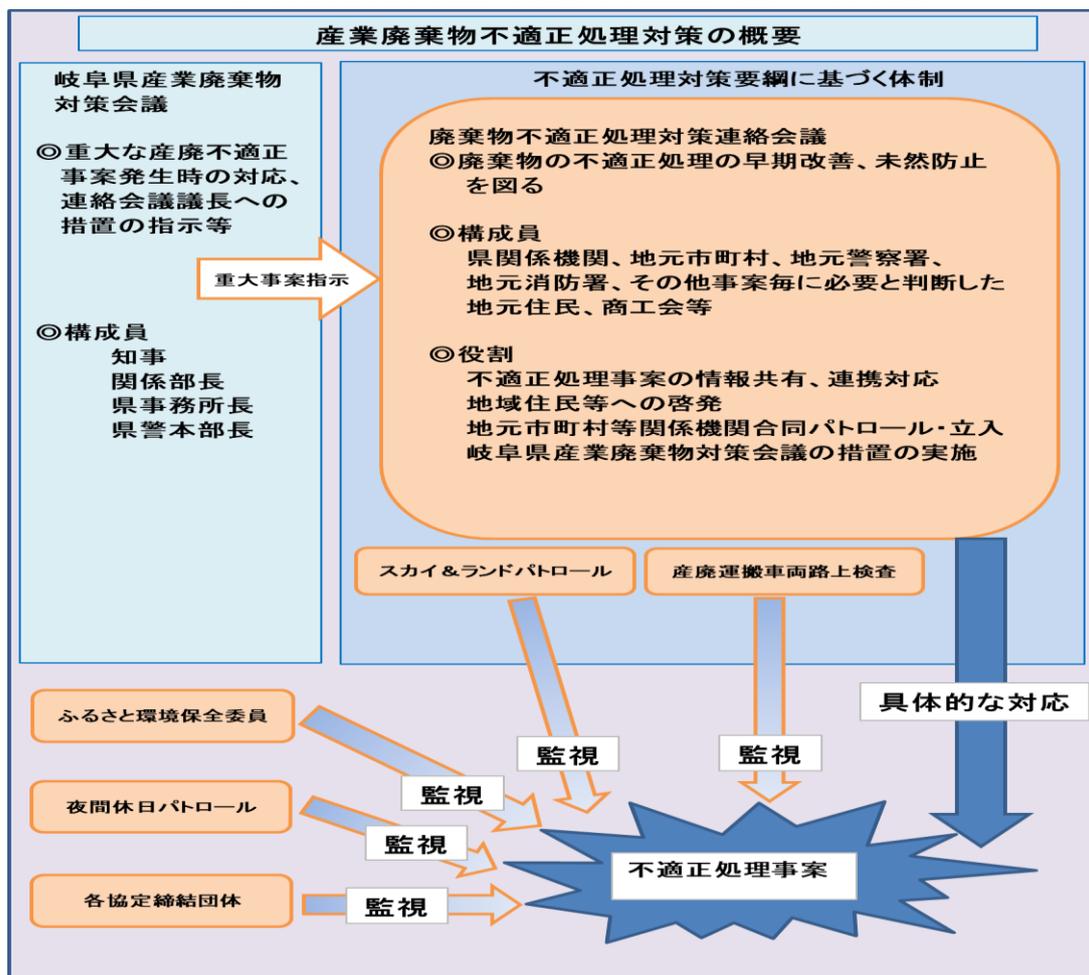
そのため、産業廃棄物の重大な不適正事案が発生した場合、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織しその対応にあたるほか、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、不適正事案に対して地域ごとに県、市町村、警察等の関係機関が連携を図って対処するための「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設置し対応することとしています。

さらに、県民に対する説明責任や違反行為の未然防止、拡大防止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案の事実や行政対応の状況を県ホームページで公表しています。

なお、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づく体制は次のとおりです。

図19

図19 岐阜県産業廃棄物不適正処理対策要綱に基づく体制図



(3) 不適正処理に対する新たな取組

① スカイ&ランドパトロールの強化

防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」の実施においては、平成29(2017)年8月に発生した廃棄物を含む土砂等流出事案を踏まえ、観測地点の見直しや年間実施回数も増加させ、事案の早期把握に努めています。

② 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化

平成28(2016)年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受け、平成29(2017)年度から食品衛生監視員に廃棄物処理法第19条の立入権限を付与し、食品製造施設への立入検査に併せて、廃棄物の適正処理に関する啓発を実施しています。

③ 通報協力体制の整備

平成30(2018)年5月に日本郵便株式会社と包括連携協定を締結するなど、各種団体の協力のもと、不法投棄事案を早期に発見するための通報協力体制の整備を推進しています。

3 今後の課題

(1) 新たな分野に関する課題

- プラスチックごみや食品廃棄物の削減について、県民(消費者)と事業者に対し具体的な行動を促す取組が必要です。

(2) 一般廃棄物に関する課題

- 生活系ごみの排出量は減少傾向にあり、全国の排出量の増減率と比較すると減少率も大きい一方、事業系ごみの排出量は増減を繰り返していることから、事業系ごみ削減の取組強化が必要です。
- 可燃ごみの開封調査では、生ごみ、紙ごみ及びプラスチックごみが多く、これらの削減を図る必要があります。また、可燃ごみのなかには布など資源物の混入もみられており、更なる分別の徹底が必要です。

- 1人1日当たり排出量とその増減の傾向は市町村ごとに相違があり、市町村の取組状況調査結果では、プラスチック容器包装の分別状況や食品廃棄物削減の働きかけなど取組状況が異なっていることから、効果的な取組が拡大するよう情報共有の推進が必要です。

(3) 産業廃棄物に関する課題

- 産業廃棄物の排出量や資源化量の増減の主な要因は経済活動の状況変化によるものと考えられますが、その状況は業種ごとに異なることから、特に排出量が増加している業種に対しては、排出事業者への啓発を強化し、更なる減量化及び資源化を推進する必要があります。
- 最終処分量の増加は、資源化率が減少し、中間処理後最終処分量が増加したことによるものと考えられます。特にがれき類は資源化された後に再生利用をされていますが、その利用先の減少が要因になっていると予想されるため、排出者側で再資源化商品を選択するなどの利用促進を図る必要があります。

(4) PCB廃棄物に関する課題

- 令和4(2022)年3月末までに高濃度PCB廃棄物の処理を完結する必要があります。
また、令和9(2027)年3月までに低濃度PCB廃棄物の処理を完結することを目指して、取組を進める必要があります。

(5) 不適正処理に関する課題

- 不適正処理事案の発生は続いており、「早期発見・早期措置」を基本方針として不適正処理対策を継続するとともに、大半を占める建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するための啓発活動等を強化する必要があります。

(6) 災害廃棄物に関する課題

- 令和元(2019)年東日本台風のような近年の大規模災害の発生状況を踏まえ、廃棄物処理施設の被災状況等を速やかに把握し、処理に支障が生じないよう、広域処理体制を速やかに構築する必要があります。

(7) 県民意識調査(令和元(2019)年度実施)から明らかとなった課題

- 県民や民間団体においては、消費者としてより積極的にグリーン購入等の環境配慮行動に取り組む必要があります。

- 事業者において廃棄物・リサイクルに関する高い意識があるものの具体的な行動に結びついていない傾向が見られることから、リサイクルやグリーン購入への取組を含め、更なる発生抑制・適正処理の推進が必要です。

- 県民、民間団体、事業者とも地域清掃など環境美化活動への参加割合が4割程度であり、地域における環境美化活動への取組強化が必要です。

(8) 新型コロナウイルス等の感染症対策

- 緊急事態宣言の発出に伴って改正された、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」において、廃棄物処理事業は国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務と位置付けられており、新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的に継続していく必要があります。

- 安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を確保するためには、市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関わる注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援する必要があります。

第4章 目標・指標と基本的な考え方

本章では、第3章で整理した課題を解決するために、本県が目指す数値目標や、県の施策効果を確認するための指標について整理しています。

また、目標・指標を達成するために取組む施策の全体像を示しています。

1 基本的な目標

これまでの廃棄物の排出・処理に関する現状や課題に対応し、減量化や適正処理に関する施策を進めるため、本計画期間の中間年度である令和7(2025)年度及び最終年度である令和12(2030)年度における目標を次のとおり設定します。

(1) 一般廃棄物の減量化に関する目標

① 見込み

一般廃棄物の排出量は、近年、漸減傾向にあります。また、本県の人口は、今後減少すると予想されていることから、これに伴う排出量の減少が見込まれます。

再生利用率は、民間での回収量を含まない場合は、近年、低下傾向にあり、全国平均を下回っています。民間での回収量を含めた場合でも、ほぼ横ばいで推移しており、引き続き横ばいで推移することが見込まれます。

最終処分量は、近年、緩やかに減少しており、今後、排出量が減少する見込みであることも影響し、これまでと同様の傾向で推移することが見込まれます。

② 目標値

本計画における一般廃棄物の減量化に関する目標値は、次のとおりです。

表18

表18 一般廃棄物の減量化に関する目標値
(単位:千トン)

項目 \ 年度	2025	2030
排出量	608	548
再生利用率(量)	28%(170)	29%(159)
中間処理による減量	396	352
最終処分量	42	37

③ 考え方

本計画では、国が示す「参考となる数値目標」(令和2(2020)年3月環境省通知)とこれまでの実績から、本県の排出量が全国の排出量に占める割合を算出し、県内の資源物の回収状況や人口減少等も考慮し、目標を設定しています。

表19

表19 国が示す「参考となる目標数値」

排出量	2025年度に約3800万トン
再生利用率	2025年度の排出量に対する割合を約28%
最終処分量	2025年度に約320万トン

(2) 産業廃棄物の減量化に関する目標

① 見込み

産業廃棄物の排出量は、近年、ほぼ横ばいで推移しましたが、今後は、経済状況を主として社会情勢の変化により増加に転じる可能性があります。

再生利用率は、リサイクル技術の向上や再生資源の利用促進により上昇することが見込まれます。

最終処分量は、再生利用率の増加に伴い減少することが見込まれます。

② 目標値

本計画における産業廃棄物の減量化に関する目標値は、次のとおりです。

第3章にて述べたとおり、国が示した参考となる数値目標では産業廃棄物の排出量を目標としていることから、整合性を図るため、本計画では「排出量」での目標設定を行います。表20

表20 産業廃棄物の減量化に関する目標値

(単位:千トン)

項目	年度	2025	2030
	排出量		3,677
再生利用率(量)		56%(2,059)	56%(2,059)
中間処理による減量		1,513	1,513
最終処分量		105	105

※2030年度まで、現状の産業廃棄物の排出量を増加させることなく推移させる目標

③ 考え方

産業廃棄物(農業系を除く)の排出量及び再生利用率は、平成20(2008)年度以降、5年ごとにみると増減を繰り返しており、最終処分量は126千トン前後と横ばいで推移していることから、安定して減量化が促進される取組みが必要です。

一方で、産業廃棄物量の動向については、経済状況等の外的要因に左右されやすく、直近では新型コロナウイルス感染症の流行など社会情勢の見通しが不透明であることから、現状の産業廃棄物の排出量を増加させることなく推移させることを目指します。

なお、一般廃棄物と同様に、国が示す「参考となる目標数値」から本県の目標値を算出した場合、最新(平成30(2018)年度)の実績値を上回ることから、本計画の目標値は表20のとおりとします。

2 プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標

本計画では、プラスチックごみや食品廃棄物について、次のとおり5つの目標を設定して重点的に取り組むこととし、更なる廃棄物の減量化や資源循環を推進します。[表21](#)

表21 プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標

項目	基準値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
1人1日当たり生活系ごみ排出量	679 g/人/日	2025年度:629g/人/日 2030年度:595g/人/日
事業者当たりのごみ削減率	—	2025年度:5%減 2030年度:10%減 (2018年度比)
プラスチック容器包装の分別を実施している市町村数	39 市町村	2030年度: 県内全市町村(42)
食品廃棄物及びプラスチックごみ調査の実施市町村数	—	5市町村(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の5圏域で1市町村ずつ)
可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入市町村数	—	県内全市町村(42)

3 県の施策効果を確認するための指標

本計画では、県の施策効果を確認するため10の指標を設定します。そのうち、5つの指標については数値目標や目標を設定し、施策の効果を計測・評価し、必要な改善を行い、その他5つの指標については、計画期間中に調査を行い、推移を把握します。[表22](#)

表 22 県の施策効果を確認するための指標

項目	基準値	目標
「ぎふ食べきり運動」の協力事業者・協力店舗数【環境基本計画】	147店舗 (2019年度)	2025年度:800店舗
「ぎふ食べきり運動」の協力市町村数	1 (2020年度)	2025年度: 県内全市町村(42)
「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録事業者・店舗数【環境基本計画】	28社 540店舗 (2019年度)	2025年度:100社 1500店舗
災害廃棄物処理図上演習への参加者延べ人数【岐阜県強靱化計画】	48人 (2019年度)	2023年度:200人
エネルギー回収型廃棄物処理施設数	—	新規設置を計画する施設について、循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。
バイオプラスチックの認知度	—	年度毎にモニター実施
可燃ごみ中のプラスチックごみの割合	—	年度毎にモニター実施
民間の資源物回収量	—	年度毎にモニター実施
グリーン購入を実施している県内企業の割合	—	5年度毎にモニター実施
環境美化活動の実施件数と参加人数	—	年度毎にモニター実施

4 基本的な考え方

(1) 施策の基本方針

「循環型社会形成推進基本法」(平成12(2000)年6月2日施行)に定められているとおり、循環型社会の形成にあたっては、廃棄物処理について [1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分の優先順位に従い、各主体がそれぞれの立場で役割を果たし、全体で取り組んでいくことが重要です。

誰もが持続可能な形で資源を利用できる資源循環型社会の実現を目指し、本計画における施策の基本方針を「資源循環型社会の形成」とします。

地域において、各主体が廃棄物の減量や分別等に積極的に取り組むことで、資源循環型社会の形成を推進することは、地域循環共生圏の形成に取り組むことにつながります。

本計画においても、廃棄物処理における優先順位に沿って適正な処理がなされるよう施策に取り組むとともに、各主体の役割を明確にすることで実効性を高めます。

(2) 施策の柱と施策の方針

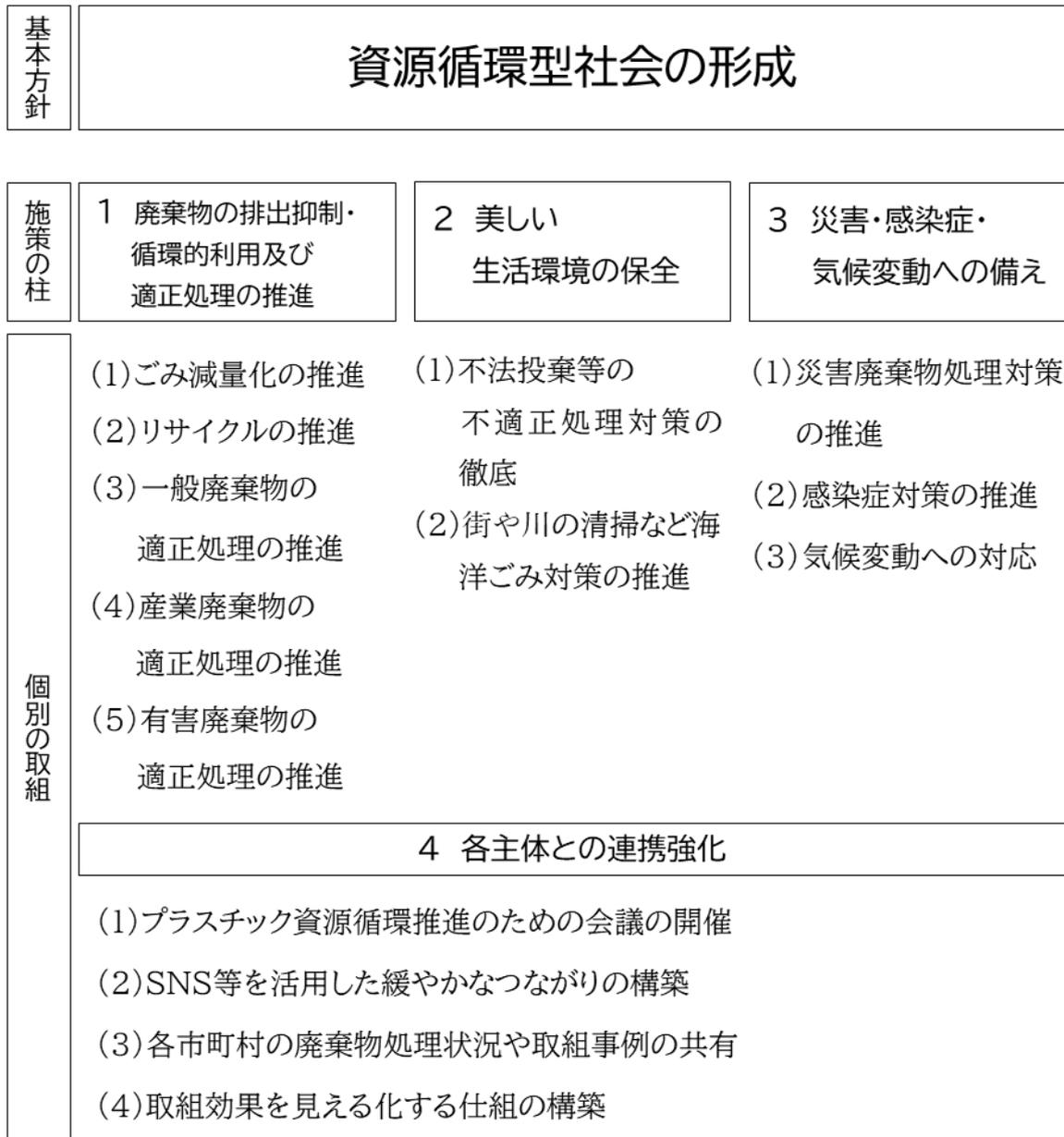
本計画では、第3章で述べた今後の課題を踏まえ、3つの施策の柱「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」及び「災害・感染症・気候変動への備え」を掲げ、資源循環型社会の形成に向けて取り組みます。

また、横断的な取組として「各主体との連携強化」を掲げ、各主体が協働して取組みやすい仕組みづくりを推進します。

さらに、一般廃棄物と産業廃棄物について施策の方針を定め、施策体系を次のとおりとし、各主体が自主的かつ積極的に協働して計画を推進します。

特に、新たな取組である「プラスチックごみ削減の推進」、「食品廃棄物削減の推進」及び「各主体との連携強化」については重点分野に位置付け、各施策に取り組めます。

図20 県が取り組む施策の体系



5 一般廃棄物に関する施策の方針

一般廃棄物について、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その効率的な運用に努めなければなりません。

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を十分に果たせるよう、必要な技術的援助を行うとともに、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正な処理の推進のため、市町村と連携して県民及び事業者への意識啓発に努めます。

(1) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制の整備

① 廃棄物処理施設の整備

市町村は、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれた一般廃棄物処理計画を策定し、地域の実情に即した適正処理体制を確保する必要があります。

人口減少等により一般廃棄物の排出量が更に減少していくことが見込まれます。一方で、廃棄物処理に係る維持管理コストの増大など課題が指摘される中、廃棄物処理施設の整備に当たっては、市町村は、他市町村等との連携による広域化や集約化も検討するなど、効率的な施設整備に努める必要があります。

また、地球温暖化対策を推進するため、マテリアルリサイクルできないものをエネルギーとして有効利用するための熱回収施設や発電設備の導入、白煙防止装置の見直し等による廃棄物焼却施設の余熱の有効利用等に努める必要があります。

② 廃棄物処理施設の長寿化・延命化の促進等

厳しい財政状況の中で、維持管理費用を含めたトータルコストの削減が図られるよう計画的に施設の改良や維持管理を行うことにより、施設の長寿化・延命化を推進します。また、施設の更新に伴い廃止された焼却施設については、安全性確保の観点から国の交付金制度の活用等による早期の解体撤去を行います。

6 産業廃棄物に関する施策の方針

産業廃棄物は、排出した事業者の責任において適正に処理するように努めなければなりません。

また、産業廃棄物の収集運搬、中間処理や最終処分を受託した処理事業者も廃棄物処理法を遵守し適正に処理しなければなりません。

県は、県内における産業廃棄物の発生・処理の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように廃棄物処理法に基づき許可等の手続を厳正に行うとともに、立入検査など監視指導を適切に実施します。

以上のように、県内における産業廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の確保を図るために必要な施策を実施する責務を有します。

(1) 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項

① 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化

産業廃棄物処理施設を設置する際の事前の手続を定めるため、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」(平成21(2009)年3月30日公布、平成22(2010)年1月1日施行、以下「手続条例」という。)を制定し、運用しています。

この条例は、事業者に対して、関係住民への事業計画書の縦覧、説明会の実施など、事業計画の周知を義務付けるとともに、関係住民が事業計画に対する周辺地域の生活環境の保全上の意見を述べる手続や、提出された意見に対する事業者の見解を周知する手続を定めており、事業者と関係住民は、お互いの立場を尊重し、これらの手続を重ねていくことで合意の形成に努めていくこととなります。

この条例が施行された平成21(2009)年度から令和2(2020)年4月末までの条例に基づく手続の実施状況は、次のとおりです。

なお、手続条例に基づいて実施されている手続については、岐阜県公式ホームページにより情報を掲示し、透明性の確保を図っています。

今後も、処理施設を設置しようとする事業者と関係住民の合意の形成が透明性のある手順のもとで行われるよう、手続条例の適正な運用を行います。

表23 手続条例に基づく手続の実施状況

(2020年4月末時点)

年度	事業計画書 提出件数	手 続 実 施 中				手続終了		計画廃止	
		計画書 審査中	周知 実施中	周知終了	合意形成 の判断		周知 不要		
2009	1	0				1	0	0	
2010	7	0				4	1	3	
2011	9	0				7	2	2	
2012	7	0				7	3	0	
2013	14	0				11	2	3	
2014	10	0				9	6	1	
2015	11	0				11	6	0	
2016	13	0				12	8	1	
2017	7	1	1			6	2	0	
2018	15	1			1	11	7	3	
2019	7	5	4		1	1	1	1	
2020	1	1	1						
合計	102	8	6	0	0	2	80	38	14

② 産業廃棄物処理施設の適正な設置のための施策

産業廃棄物処理施設の適正な設置のため、手続条例の適正な運用とあわせて、産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組や、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解を促進するための取組を継続して進めます。

今後も、産業廃棄物処理業者優良認定制度による優良認定の取得の促進など、優良事業者の育成に努めます。

また、処理業者等と連携して、産業廃棄物処理施設に対する県民の認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

第5章 計画の推進に向けた具体的施策

本計画における県の役割は、資源循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、適正処理及び処理体制の整備などの廃棄物に関する施策を計画的かつ総合的に推進することです。同時に、広域的な観点から県内市町村の調整機能を果たすとともに、各主体との連携強化やそれぞれの自主的かつ積極的な取組の推進を図ります。

本章では、第4章で示した3つの施策の柱に基づき計画を推進するため、県の役割として取組む具体的施策を示します。

特に、新たな取組である「プラスチックごみ削減の推進」、「食品廃棄物削減の推進」及び「各主体との連携強化」については重点分野として位置付け、施策を推進します。

なお、以下に示す具体的施策のうち、重点分野に関連する施策には、それぞれ次のとおり印を付しています。

- ・「プラスチックごみ削減の推進」= **プラ**
- ・「食品廃棄物削減の推進」= **食品**
- ・「各主体との連携強化」= **連携**

施策の柱

1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	2 美しい生活環境の保全	3 災害・感染症・気候変動への備え
3Rの実践と廃棄物の適正処理により、誰もが持続可能な形で資源を利用できる社会を目指します。	不法投棄や地球規模の問題となっている海洋ごみへの取組を強化することで、美しい生活環境を守ります。	災害廃棄物や感染症、気候変動に備えることにより、県民が安心して暮らせる生活環境の確保を目指します。
4 各主体との連携強化		
県民・民間団体・事業者及び行政が協働して取組みやすい仕組みづくりを推進します。		

1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進

目指すべき姿

- 県民に3R(発生抑制・再使用・再生利用)の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 県民一人一人に、環境にやさしいライフスタイルが根付いている。
- プラスチック代替製品の積極的な開発と利活用が実現されている。
- 食材の使い切りが徹底されるとともに、食品の過剰生産がなくなり、適切な流通体制が構築されている。
- 廃棄物の分別や処理体制が整備され、ごみの排出量が減り、リサイクルが浸透している。
- 自治会による集団回収など資源物の回収とその利活用が実現されている。

具体的施策

(1)ごみ減量化の推進



ごみの減量化を実現するため、市町村によって取組状況が異なるプラスチックごみ及び可燃ごみ中の割合が多い紙類や食品廃棄物の減量化に関する取組など、各主体と連携して3Rのうち特に発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)に関する取組を推進します。

① 家庭ごみ減量の推進

- 市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用等の具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。
- 啓発にあたっては、SNSや動画を用いるなど、様々な情報媒体を活用して、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信します。

② 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大

プラ

- 繰り返し使える容器を使用する、マイ容器に商品を提供する、バイオプラスチック製品の使用を推進するなどの使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力により、使い捨てプラスチック使用量を削減する取組を推進します。

トピックス

「ぎふプラごみ削減モデルショップ」

県では、繰り返し使える容器等を使用・製造するなどの取組を行い、使い捨てプラスチックの削減に賛同する事業者を「ぎふプラごみ削減モデルショップ」として募集・登録しています。

令和2（2020）年12月現在で960の店舗、事業所が登録されています。

「ぎふプラごみ削減モデルショップ」への登録や利用を通じて、あなたも一緒にプラスチックごみを削減していきましょう。



⚠️ プラスチックごみによる環境汚染

- ◆内陸からも流出している「海洋プラスチックごみ」は生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。
- ◆このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算されています。

（出典：令和2年版環境白書（環境省））

③ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進

プラ

- バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、消費者・事業者に対し啓発を行います。

④ 「ぎふ食べきり」運動の推進

食品

- 食品廃棄物の削減に取組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。

トピックス 「ぎふ食べきり運動」

県では、食品ロスを削減するため、協力店・協力企業と連携して「ぎふ食べきり運動」を進めています。

食品ロスとは、売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、その約半数は家庭等から発生しています。

また、毎日、1人当たりお茶碗約1杯分の食品が捨てられているとの推計もあります。

毎日の生活で「少し意識して取組む」だけで食品ロス削減につながります。

さあ、私たちが身近にできることは何でしょう。



↑協力店・協力企業は、このステッカーが目印です。探してみてくださいね！



↑インスタもやってるよ。フォローしてね！



今、あなたは、いくつ実践していますか。
～家庭でできる「ぎふ食べきり運動」チェック～

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 買い物前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけ購入 | <input type="checkbox"/> 食べられる量だけ作る |
| <input type="checkbox"/> 食材の期限をこまめにチェック | <input type="checkbox"/> 外食では食べられる量を注文する |
| <input type="checkbox"/> 食材はできるだけ無駄なく使い切る | <input type="checkbox"/> 食べ残しをせず、食べる。 |

⑤ 食品ロス削減推進法に基づく都道府県計画の策定

食品

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に基づき、国の基本方針を踏まえ、県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を策定します。

⑥ グリーン購入の推進

プラ

食品

- 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- 環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体と連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します
- 岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。

⑦ エシカル消費の推進 **プラ** **食品**

- 人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費(倫理的な消費)」について、普及啓発を行います。

トピックス **エシカル消費**

エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」のことであり、国の消費者基本計画に位置付けられている考え方です。

具体例としては、配慮の対象が人であれば障がい者支援につながる商品、社会であれば寄付付きの商品、環境であればエコマーク商品や資源保護等に関する認証がある商品、地域であれば地産地消の商品を選ぶことなど、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

これは、SDGsの「目標12 つくる責任つかう責任」にも関連する取組であり、岐阜県消費者施策推進指針においてもエシカル消費の普及啓発に取り組むこととしております。



(2)リサイクルの推進



各種リサイクル法の適正な運用や、リサイクル製品の利用を推進するとともに、資源物の回収に関する情報発信などを通して分別を促進することで、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

① 各種リサイクル法の推進

- 容器包装廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村等が行う施設整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。(容器包装リサイクル法)
- 食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施するとともに、地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して情報提供等を行います。(食品リサイクル法)

- 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。また、解体業、破砕業の許可業者に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。(自動車リサイクル法)
- 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めるとともに、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実を図ります。(建設リサイクル法)

② 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進

- 建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、建設工事現場のパトロール等を通じて、排出事業者に啓発・周知します。
- 汚泥リサイクル及び汚泥肥料について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。
- 家畜排せつ物や稲わら等、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残さの飼料化の取組について、市町村等に対し助言を行います。
- 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。

③ リサイクル製品の利用促進

- 岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
- 関係団体に対してリーフレットを送付する等、岐阜県リサイクル認定製品についてPRを行い、利用促進を普及啓発します。

④ 紙ごみの分別徹底の推進

- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。

- ⑤ 小売店等における資源物の回収拠点に関する市町村への情報提供 **プラ**
 - 小売店等で実施しているペットボトルや食品トレイ等の資源物の回収拠点に関する情報を収集し、市町村へ情報提供します。
- ⑥ 製造者が実施する使用済み製品の回収に関する市町村への情報提供 **プラ**
 - 使用済み製品の回収を実施している製造者の情報を収集し、市町村へ情報提供します。
- ⑦ 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進 **プラ**
 - 資源物回収における異物混入の防止など、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。
- ⑧ リユース・リサイクル可能なプラスチック製品のデザイン推進 **プラ**
 - 分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう、プラスチック製品の製造事業者に対して働きかけを行います。

(3)一般廃棄物の適正処理の推進



一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査や処理施設整備に対する市町村への支援を継続して実施します。また、再資源化の推進や最終処分量の削減を図るための取組の支援を行います。

- ① 市町村への技術的支援
 - 市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。
- ② 一般廃棄物処理施設への立入検査の実施
 - 一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

- ③ 一般廃棄物処理施設への整備等に対する支援
- 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
- ④ 一般廃棄物の最終処分量削減の取組の支援
- 市町村等が行うリサイクルセンターや再資源化施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
 - 市町村等の溶融固化施設で生成される溶融スラグの利用拡大を図るため、溶融スラグを使用した岐阜県リサイクル認定製品の積極的な利用を推進します。
- ⑤ 県・市町村の連携による適正処理の監視
- 県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれが適正に処理される体制の確保に努めます。
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の検討
- 市町村と連携し、持続可能な適正処理を確保するため新たな広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。
- ⑦ 民間の回収拠点における資源物の回収量を調査 **プラ**
- 民間の回収拠点における資源物の回収量を調査するとともに市町村へ情報提供します。
- ⑧ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査 **プラ** **食品**
- 県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。
 - 市町村による食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進します。

⑨ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化

プラ

食品

- 市町村別の状況を可視化するため、調査方法の共通化に向けて、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査方法の検証を行います。

⑩ 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ

プラ

- 市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言など市町村の取組を支援します。

⑪ 廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進

- 温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

⑫ 各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有

連携

- 県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。

⑬ 取組効果を見える化する仕組みの構築

連携

- 施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組みの効果を見える化する仕組みの構築を図ります。
- 県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。

(4)産業廃棄物の適正処理の推進



産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組や産業廃棄物の処理に対する理解を深め、排出事業者及び処理業者の意識向上を図るための取組を推進します。

- ① 産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施
 - 産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、随時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。

- ② 排出事業者、処理業者の意識向上と関係法令等の理解促進
 - 廃棄物関係法令の遵守による適正処理を推進するため、主に中小事業者を対象に法令講習会を実施します。
 - 廃棄物関係法令や適正処理に関する排出事業者向けの手引き等を作成し県ホームページ等を活用して周知します。

- ③ 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化
 - 産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や、廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。
 - 動植物性残さを取扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査等、監視強化に取り組めます。

- ④ 電子マニフェストの利用促進
 - 産業廃棄物の処理状況の透明化に効果があるとされる電子マニフェストの利用促進に向け、啓発を行います。また、県が排出した産業廃棄物の処理を委託する場合は、原則としてすべての業務で電子マニフェストを使用します。

- ⑤ 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】
 - 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。

- ⑥ 産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用
 - 条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
 - 県ホームページにおいて手続きの進捗状況を公表することにより、手続の透明性を図ります。

- ⑦ 産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進
 - 処理業者等との連携や県ホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発を行います。

- ⑧ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進
 - 処理業者等が主催する講習会に講師を派遣するなど、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進に向けた取組を行います。

- ⑨ 農業用使用済みプラスチック適正処理の推進 **プラ**
 - 農業関係団体等に対し、適正な分別方法や生分解性資材の使用による排出抑制等についての情報提供を行います。

- ⑩ 家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援
 - 小規模農家が利用する国庫補助対象外の家畜排せつ物処理施設の整備に対し支援します。

- ⑪ 畜産環境保全推進指導協議会の開催
 - 畜産経営に起因する環境問題について協議会を開催し、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

- ⑫ 耕畜連携による資源循環型農業の推進
 - 畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

(5)有害廃棄物の適正処理の推進



PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に定められた期限内での処理完結に向けた取組を推進します。

① 高濃度 PCB 廃棄物の処理促進

- 国、高濃度PCB廃棄物の指定処理機関(中間貯蔵・環境安全事業(株))や県内の各種事業者団体と連携して、高濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、PCB特別措置法に基づく届出のほか、法定処理期限(令和3(2021)年3月31日(トランス・コンデンサー等については令和4(2022)年3月31日))までの確実な処理を進めるため、指定処理機関と連携して指導を行います。

② 低濃度 PCB 廃棄物の処理促進

- 国や関係機関と連携して、低濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、PCB特別措置法に基づく届出のほか、法定処理期限(令和9(2027)年3月31日)までの確実な処理を進めるため、指導を行います。

③ その他有害廃棄物の適正処理の推進

- 水銀廃棄物やアスベスト廃棄物をはじめ、事業所や家庭から排出される有害廃棄物が適正に処理されるよう、市町村、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して情報提供や必要な指導を行います。

2 美しい生活環境の保全

目指すべき姿

- 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている。
- 不適正処理とプラスチックごみの流出による海洋汚染が生じていない。

具体的施策

(1) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底



廃棄物の不適正処理事案の未然防止や拡大防止を図るための基本方針として「早期発見、早期措置」を掲げ、組織の強化、監視活動の強化を図るとともに通報体制の整備や積極的な情報公開を行います。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関と連携を密にしながら施策を展開します。

① 不適正処理の通報体制の整備

- 広く県民から情報を提供していただくため、県ホームページに投稿フォーム「廃棄物インターネット110番」を設けるとともに、郵便局員や森林組合員等各種団体との通報協力体制の整備、産業廃棄物処理施設が設置されている地域において自主的に組織されている「岐阜県ふるさと環境保全委員会」活動の支援などにより、不法投棄や不適正処理の情報収集に努めます。

② 不適正処理事案の公表

- 県民に対する説明責任及び違反行為の未然防止、拡大防止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。

③ 関係機関との連携

- 産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。

- 警察で培ったノウハウ等を生かしたパトロール及び立入検査ができるよう、現地機関に警察官OBを廃棄物監視指導専門職として配置します。

④ 監視活動の実施

- 防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」や隣県等との合同による「産業廃棄物運搬車両路上検査」を実施するとともに、可搬式監視カメラの配備のほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、民間業者への委託による不法投棄等監視パトロールを実施します。

⑤ 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化【再掲】

- 産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。
- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査等、監視強化に取り組みます。

⑥ 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

- 市町村と連携し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理事案の早期発見・早期措置に努めます。

(2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進



環境省の調査結果によると、海岸漂着物の約7割はプラスチックごみであり、プラスチックごみの陸上から海洋への流出による海洋汚染が地球規模で懸念されています。

県内で発生した散乱ごみは、その一部が河川を經由して伊勢湾等の海に流れ込んでおり、所要の対策が必要です。

① 県内一体となった環境美化活動の推進

プラ

- 県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における清掃活動や意識啓発活動等、県内一体となった環境美化活動を推進します。
- 県ホームページやソーシャルメディア等の媒体を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行います。また、県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めます。

② 海洋漂着物対策推進地域計画の策定

プラ

- 海洋漂着物処理推進法に基づき、対策の重点区域及び内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を定めた計画を新たに策定し、所要の海洋漂着物対策を推進します。

3 災害・感染症・気候変動への備え

目指すべき姿

- 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている。
- 産学官が一体となって温室効果ガス削減、気候変動による影響の軽減、プラスチックごみの削減が図られるとともに、先人の知恵や過去の教訓を踏まえた風水害をはじめとする自然災害への対策が講じられ、県民の安全・安心が守られている。
- 廃材の再利用や廃棄物のエネルギー化等、地域内での廃棄物の利活用が実現されている。

具体的施策

(1)災害廃棄物処理対策の推進



災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定等、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。

一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されることから、県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。

① 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

- 市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計、職員研修の実施などにより、県計画と整合した市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。

② 隣接県等との支援体制の整備

- 災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、引き続き隣接県等との支援体制の確保に努めます。

③ 県内広域及び関係団体との連携体制の整備

- 災害廃棄物処理に係る図上演習を実施し、県及び市町村の対応能力及び連携体制の向上を図ります。
- 災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、県内市町村及び関係団体が連携を行う際に必要となる対応方法等について記載した要領を作成します。

④ 事業継続計画(BCP)の策定支援

- 市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言等、災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画等の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。
- 災害時における排出事業者及び廃棄物処理事業者の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画(BCP)及び事業継続力強化計画の策定支援を市町村と連携して行います。
- 市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行うとともに、災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図ります。

⑤ 平常時からの県民に向けた災害廃棄物処理に関する情報の発信

- 平常時から災害廃棄物の適正な処理に対する県民の理解を促進するため、市町村と連携し災害廃棄物の処理に関する情報の発信に努めます。

(2)感染症対策の推進



廃棄物処理事業は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務であり、感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を継続するため、市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関わる注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援します。

① 新型コロナウイルス等感染症対策

- 県ホームページ等の媒体を活用し、県民や事業者に対して新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について周知するとともに、市町村が実施する広報紙やごみカレンダー等を用いた普及啓発を支援します。
- 市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言など、**災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画等**の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。**【再掲】**
- **各関係主体との連絡体制や役割分担をあらかじめ定めるなど、連携協力体制の構築に努めます。**
- **県内市町村の情報収集をし、地域の一般廃棄物の処理の停滞や処理施設のひっ迫・停止の可能性も踏まえ、県内市町村、関係団体や隣接県等との事前調整や情報交換に努めます。**

(3)気候変動への対応



2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指し、温室効果ガス排出削減目標の2030年度中期目標を達成するため、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策(緩和策)に体系的に取り組めます。

廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、廃棄物焼却量の減量化や焼却する廃棄物の質の改善につながる取組を推進します。また、廃棄物処理に必要なエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、特に廃棄物処理において必要不可欠な焼却処理についてはエネルギー回収型の施設整備を促進するとともに、気候変動の影響を受けにくい廃棄物処理施設の立地・構造とするための取組を推進します。

さらに、太陽光など未利用エネルギーの有効活用や地域における熱利用など、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」も踏まえ、取組を推進します。

- ① 廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進**【再掲】**

○ 温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

○ 気候変動の影響を受けにくい施設の立地、構造とするため、技術的助言を行います。

② 家庭ごみ減量の推進【再掲】

○ 市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用等の具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。

③ 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大【再掲】

○ 繰り返し使える容器を使用する、マイ容器に商品を提供する、バイオプラスチック製品の使用を推進するなどの使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力により、使い捨てプラスチック使用量を削減する取組を推進します。

④ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進【再掲】

○ バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、消費者・事業者に対し啓発を行います。

⑤ 「ぎふ食べきり」運動の推進【再掲】

○ 食品廃棄物の削減に取組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。

⑥ グリーン購入の推進【再掲】

○ 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。

○ 環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体と

連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します

- 岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。

⑦ 紙ごみの分別徹底の推進【再掲】

- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。

⑧ 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進【再掲】

- 資源物回収における異物混入の防止など、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。

⑨ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査【再掲】

- 県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。

- 市町村による食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進します。

⑩ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化【再掲】

- 市町村別の状況を可視化するため、調査方法の共通化に向けて、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査方法の検証を行います。

⑪ 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ【再掲】

- 市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言など市町村の取組を支援します。

4 各主体との連携強化



目指すべき姿

- 県民、民間団体、事業者、行政間の廃棄物処理に関する情報共有等が進展している。

具体的施策

- ① プラスチック資源循環推進のための会議の開催 **連携**
 - プラスチック資源の使用抑制、循環のための実効性ある取組について協議・検討するため、製造事業者、廃棄物処理事業者、県民、有識者からなる場を新たに設置します。
- ② SNS 等を活用した緩やかなつながりの構築 **連携**
 - 県がSNS等を活用した情報発信を行うことにより、県民、NPO法人、民間団体、事業者と行政が情報交換、情報共有を行い、緩やかなつながりを構築するとともに取組の推進を図ります。
- ③ 各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有【再掲】 **連携**
 - 県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。
- ④ 取組効果を見える化する仕組みの構築【再掲】 **連携**
 - 施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組の効果を見える化する仕組みの構築を図ります。
 - 県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。

第6章 計画の推進と進行管理

本章では、計画を推進するにあたり、各主体に期待される役割について整理するとともに、本計画の進行管理について示しています。

1 各主体の役割

持続可能な循環型社会の形成を目指し、本計画を着実に推進するためには、各主体が個々に行動するだけでなく、相互に連携・協力し合いながら問題の解決に向けて取組む必要があります。

本計画では、各主体が果たすべき役割について、次のとおり考えます。

県民の役割

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを認識し、これまでのライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を通じて持続可能な循環型のライフスタイルに転換する必要があります。

そのため、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力するとともに、循環型社会の形成を目指した自主的かつ積極的な取組みが期待されます。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクル製品を使用する。
- 廃棄物の排出に際しては、市町村のルールに従って丁寧に分別する。
- 生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で自家処理した堆肥を家庭菜園で使用するなど廃棄物の再生利用に努める。
- 食材は必要な分だけ購入し、期限をこまめに確認したり、無駄なく使い切るにより食品ロスの削減に努める。
- 詰替え製品やリサイクル製品を優先的に購入し、環境にやさしい買い物(グリーン購入)に努める。
- マイバック、マイボトルを利用する。

- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや紙等の再生可能素材を使用している製品を選択し使用する。
- 過剰包装を断るなど簡易包装を求める。
- 洗剤は適量として無駄なく使用し、電化製品等が故障した場合は修理して長期間の使用に努める。
- レンタル・リース・シェアリング・フリーマーケット・中古品の売買等のサービスを積極的に活用する。
- エシカル消費に努める。
- 「ぎふ食べきり運動」の協力店舗や「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録店舗を積極的に利用する。

トピックス どれくらいのごみを減らせば、目標達成できるの？

本計画では、一般廃棄物の1人1日当たり生活系排出量について、まずは、令和7(2025)年度までに629グラム/人/日とする目標を設定しています。



さて、実際には、どれくらいのごみを減らせばよいのでしょうか。

平成30(2018)年度の本県の1人1日当たり生活系排出量(推計)は、679グラム/人/日です。これと本計画の令和7(2025)年度の目標との差は50グラムです。

50グラムは、Sサイズの卵であれば約1個分、空のペットボトル500mlであれば約2本分です。毎日少しずつごみを減らしていけば、自ずと目標達成につながりそうですね。

このような、ライフスタイルの見直しを重ねていくことが、持続可能な循環型社会の形成につながります。

トピックス グリーン購入

グリーン購入とは、買う前に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことです。

グリーン購入を進めていくためには、環境ラベルなどの情報を上手に活用して、できるだけ環境負荷の少ない製品やサービスを選んでいくことが重要です。

グリーン購入は、購入者の消費行動を感情に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

例えば、こんなマークを見かけたら、それは環境負荷の少ない製品です。



※環境ラベルに関する情報は、環境省ホームページでも紹介されています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

(2) リサイクルの推進

- リユース、リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択する。
- 廃棄物の排出に際しては、市町村のルールに従って丁寧に分別する。

【再掲】

- 自治会による集団回収等に積極的に参加、協力する。

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村の分別回収に協力する。
- 容器包装の店頭回収や古紙の集団回収などの適正な資源回収に積極的に協力する。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設に対する理解を深める。
- 手続条例に基づく手続に積極的に参加する。

(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 家庭ごみの野焼き等、ごみの不法焼却は行わない。
- 廃家電や粗大ごみ等、廃棄物の処分に無許可の回収業者を利用しない。
- 土地の所有者は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、土地を適正に維持管理する。
- 廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正な処理を発見したときは、県ホームページにある投稿フォーム「廃棄物インターネット110番」等を活用し、速やかに関係市町村又は県に通報する。

トピックス

廃棄物の不適正処理を見かけたときは

廃棄物処理法が幾度となく改正され、罰則等が強化されたにも関わらず、廃棄物の不法投棄や野外焼却（野焼き）等の不適正な処理が今なお後を絶ちません。

不法投棄、野焼き等を見つけたときは、直ちに、県庁、警察、地元の市町村もしくは県事務所環境課にご連絡ください。

県公式ホームページの情報提供用ページからのご連絡も可能です（緊急の場合はお電話ください。）。

■岐阜県廃棄物インターネット110番

県公式ホームページ([URL:https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html))

トップページ > 分類でさがす >

くらし・防災・環境 > ごみ・リサイクル > 不法投棄対策 >



(6) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化運動に参加するなど、地域の清潔保持に努め、廃棄物問題や環境問題への関心と理解を深める。
- ごみのポイ捨てや河川敷でのレジャー後のごみの放置は行わないなど環境を汚染しない。

(7) 災害廃棄物処理対策の推進

- 災害等の混乱時であっても、円滑な廃棄物処理に努める。
- 災害廃棄物は、通常的生活ごみと区分し、市町村の指示に従って適切に排出する。

NPO等の民間団体の役割

NPO等の民間団体は、自らごみの減量やリサイクルに取り組むなど循環型社会の形成に資する活動を行うとともに、各主体による循環型社会の形成に対する理解や活動を促進し、連携や協働のつなぎ役となることが期待されています。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- フリーマーケットの開催等、リユースやシェアリングを促進する。
- 「ぎふ食べきり運動」の協力店舗や「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録店舗を積極的に利用する。
- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや紙等の再生可能素材を使用している製品を選択し使用する。
- 詰替え製品やリサイクル製品を優先的に購入し、グリーン購入に努める。
- エシカル消費に努める。

(2) リサイクルの推進

- 自治会による集団回収等リサイクルを促進する。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。

(4) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 市街地や河川、山における清掃活動やごみの散乱状況等に関する情報発信を行う。

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

- 災害廃棄物処理を担う市町村との連携体制の構築など事前の備えに取り組む。
- 災害発生時の被災家屋の片づけやごみ出しに対するきめ細やかな支援を行う。

(6) 各主体との連携強化

- 独自の情報収集、発信能力、ネットワーク等を生かした連携・協力体制を構築する。
- 地域住民のライフスタイルの見直しや3Rの推進をはじめとする地域のごみ減量化や資源化に向けた普及啓発を実施する。

事業者の役割

排出事業者

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するよう努めなければなりません。

そのため、拡大生産者責任(EPR)や企業の社会的責任(CSR)を十分認識し、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に取り組むことが期待されます。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 簡易包装、レジ袋削減、マイバック使用を促進する。
- ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造に努める。特にプラスチック製品については、再生品を原材料に使用するなど、石油由来のプラスチックの使用削減に努める。
- ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取扱う。
- 「ぎふ食べきり運動」や「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度に積極的に参画する。
- 自社の事務事業において、調達方針を策定するなどグリーン購入を推進する。
- 点検・修理・交換・再使用やシェアリングサービス等の新たなビジネスモデルの立ち上げと普及に努める。

(2) リサイクルの推進

- 原材料やリサイクル方法の情報提供に取り組む。
- 紙類のごみを廃棄する際は、分別を徹底する。
- リサイクル製品の購入を推進する。
- 製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備、回収・資源化ルートの確立に努める。

- 製品設計の際は、分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう努める。
- 製品中の有害物質の削減を推進する。
- ISO14001(環境マネジメントシステムの仕様(スペック)を定めた規格)、エコアクション21などの環境マネジメントシステム(EMS)の導入を推進する。

トピックス 岐阜県リサイクル認定製品

県では、リサイクル製品の利用促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。

製品例

- ・古紙100%トイレトペーパー
- ・再生素材を利用した食品トレー
- ・廃食器を利用した陶磁器製品

「岐阜県リサイクル認定製品」には、土木資材や間伐材を利用した製品もあります。

岐阜県リサイクル認定製品
利用推進シンボルマーク
「エコ丸君」



(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 多量排出事業者は、廃棄物の排出抑制及び循環的利用に計画的に取り組む。
- 排出する廃棄物の性状、資源化等の必要な情報提供に努める。
- 廃棄物の生産工程内利用や自社内利用に努める。
- 廃棄物の再資源化が容易となるように処理、分別を徹底する。
- 新たな生産・加工・建設技術の開発や導入、処理施設の高性能化等により、適正処理が容易な製品等の開発に努める。
- 廃棄物が適正に処理されるよう、必要な廃棄物情報を処理業者に提供する。
- 法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理について知識を深める。
- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。

- 処理を委託した廃棄物は、現地確認、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の管理により適正に処理が行われているかを把握する。
- 廃棄物処理の委託先を適切に選定するとともに、適切な処理料金を負担し、安易な委託処理を行わない。
- 手続条例に基づく手続に積極的に参加する。
- PCB廃棄物については期限内に処理を完結し、その他有害廃棄物については適正な処理を行う。

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。
- 土地の所有者は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、土地を適正に維持管理する。

(5) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化活動に参加するなど、地域の清潔保持に努める。

(6) 災害廃棄物処理対策の推進

- 平常時から災害発生時を想定した設備・製品・資材の適切な保管場所や従業員の避難経路・避難場所の確保に努める。

(7) 各主体との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

廃棄物処理事業者

廃棄物処理業者は、排出事業者や市町村から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があります。安全かつ確実な方法で適正な廃棄物の処理を行うとともに、廃棄物処理施設に対する不安感や不信感を解消するため、県民に対して積極的に情報公開に取り組むことが求められています。

また、生活環境の保全を確保したうえで、廃棄物を貴重な資源として捉え、有用

資源を積極的に回収し、焼却時には熱回収を行うなど循環利用を推進させることが期待されます。

取組の具体例

(1) リサイクルの推進

- 廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進する。
- 熱回収による発電等による資源の有効利用に努める。
- 中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化を推進する。
- 事業者や業界との連携により、再生資源の利用や用途の拡大を促進する。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 処理能力に応じた計画的な受託を実施する。
- 受け入れた廃棄物は、マニフェストや帳簿等により状況を把握・管理し、適正に処理する。
- 施設の設置に当たっては、関係者の理解・協力が得られるよう努める。
- 産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、手続条例を遵守し、周辺住民への周知を誠実に実施し、合意の形成に努める。
- 施設の操業状況や廃棄物の処理状況等の情報を積極的に公開する。
- 法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深める。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。

(4) 災害廃棄物処理対策の推進

- 県、市町村から災害廃棄処理の支援要請があった場合には、積極的な協力・支援に努める。

(5) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化活動の実施による地域の清潔保持に努める。

(6) 各主体との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

市町村等の役割

市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を負うとともに、地域単位での住民の生活に密着した循環型社会の形成に向けて、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定し、住民や事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 自らの廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努める。
- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや紙等の再生可能素材を使用している製品の選択や使用を推進する。
- 調達方針を策定するなど、グリーン購入を推進する。
- 排出抑制やリサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進する。
- ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図る。
- ごみ減量・再資源化についてのアイデアや意見の聴取、情報提供に努める。
- 「ぎふ食べきり運動」や「ぎふプラごみモデルショップ」の取組に協力する。
- エシカル消費を市民、民間団体、事業者に対して普及啓発する。

(2) リサイクルの推進

- 率先してリサイクル製品を調達する。
- 廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進する。
- 製造者が実施する使用済み製品の回収に関する県からの情報の活用を検討する。
- 熱回収による発電等による資源の有効利用を推進する。
- 適切な分別のあり方について検討する。
- 中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等を推進する。

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分する。
- 一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行う。
- 一般廃棄物の効率的な循環的利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努める。
- 一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行う。
- 事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、情報提供・啓発・支援を行う。
- 多量排出事業者に対し、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進する。
- 職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努める。
- 廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努める。
- 現在稼働中の施設に関する情報を住民に対して積極的に公開する。
- 他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進する。
- 家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査の実施に努める。
- 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を推進する。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 処理可能な産業廃棄物については、地域の実情に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行う。
- 管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続条例の手続に積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するよう努める。

(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 関係機関(県関係機関、警察、消防等)と連携し、情報の共有、各種法令からの多角的な検討、合同パトロールの実施により、迅速かつ的確な対応を図る。
- 一般廃棄物の適正処理に関する情報の収集に努めるとともに、必要と認められる場合には、県と連携し、合同の立入調査を実施するなど、一般廃棄物が適正

に処理されるよう仕組の構築に努める。

(6) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 地域内の河川、山におけるごみの散乱状況等に関する情報を収集し、海洋ごみになり得るごみの発生状況を把握し、対策を検討する。
- 自ら環境美化活動を実施し地域の清潔保持に努めるとともに、地域内の事業者、民間団体に対して参画を呼びかけ環境美化活動を推進する。

(7) 災害廃棄物処理対策の推進

- 各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理が迅速かつ適正に進むよう処理体制を整備する。
- 災害時における不法投棄等の不適正処理を防止する。
- 図上訓練等連携体制の整備に関わる訓練に積極的に参加する。
- 災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画を策定する。

(8) 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について、広報紙やゴミカレンダー等を用いて普及啓発する。
- 災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画を策定する。

(9) 気候変動への対応

- 廃棄物処理施設の設置を検討する際は、国制度を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。

(10) 各主体との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

2 計画の進行管理

(1) 目標達成に向けた進捗状況の把握

本計画では、廃棄物の減量化の目標を定めるとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を定めていますが、施策の推進に当たっては、その実施状況と効果を確認し、その状況に応じて必要な見直しを行うことが必要です。

そのため、施策の進捗状況を確認するとともに、廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分量を把握し、目標値の達成状況を確認します。

(2) 計画の進行管理

上記(1)により把握した施策の実施効果や目標達成に向けた見込みをもとに、施策や計画の見直しの必要性等について、県環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討し、計画の進行管理を行います。

進行管理の手法としては、施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく PDCAサイクルによって、計画の施策を着実に進め、令和12年度の目標達成を目指します。

(3) 計画の見直し

目標値設定の前提となる社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正又は国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて見直しをすることとします。

また、第1章においても触れたとおり、令和元(2019)年12月に発生した新型コロナウイルス感染症による廃棄物の発生等への影響を確認するとともに、同時に発生した課題を踏まえた対応を検討し見直しを行います。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒 などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の 中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます



第3次岐阜県廃棄物処理計画
(令和3年度～令和12年度)

発行年月:令和3年3月

発行者:岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2713

FAX 058-278-2607